

## むつ市議会第189回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成18年9月20日(水曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 行政報告

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

#### 第2 議員提出議案第3号 ミサイル艇の機関砲誤射事故に対する原因究明と再発防止を求める決議

【一般質問】

#### 第3 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 14番 澤 藤 一 雄 議員
- (2) 13番 東 健 而 議員
- (3) 23番 大 澤 敬 作 議員
- (4) 44番 目 時 睦 男 議員
- (5) 58番 斉 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	5番	堺		孝	悦
6番	川	端	一	義	9番	菊	池	一	郎
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	杉	浦		洋	20番	久保	田	昌	司
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清	四郎
50番	服	部	清三	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	佐	藤		司
54番	牛	滝	春	夫	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男
62番	宮	下	順一	郎					

欠席議員（7人）

4番	村	中	徹	也	7番	川	下	八十	美
8番	小	林		正	10番	新	谷		功
30番	千	船		司	33番	板	井	磯	美
42番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委 委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営 企業 管理者	杉山	重一
代 監 査 委 員	菊池	十 四 夫	選 挙 管 理 委 員 職 務 代 理	佐々木	鉄郎
農 委 員 會 長	立花	順一	総 務 部 長	齋藤	純
総 務 部 事 長 出 納 室	西堀	敏夫	企 画 部 長	渡邊	悟
民 生 部 長	高橋	勉	保 健 福 祉 部	名久井	耕一
經 濟 部 長	佐藤	純一	建 設 部 長	成田	豊
教 育 部 長	宮下	孝信	教 委 事 理 員 務	新谷	加水
公 企 業 局 管 長	小川	照久	監 査 委 員 長	遠藤	雪夫
總 次 務 部 長	千船	藤四郎	企 画 部 長	工藤	武勝
企 画 部 政 監	近原	芳栄	保 福 次 社 部 長	佐藤	節雄
選 挙 管 理 委 員 局 長	大芦	清重	農 委 事 務 局 長	村川	修司
企 画 課 部 長	奥島	慎一	企 画 部 長	下山	益雄
民 生 部 策 長	清藤	巡一	經 濟 部 長	櫛引	恒久
經 商 課 部 長	中嶋	達朗	川 庁 舍 所 長	佐藤	吉男
川 産 業 課 舎 長	笠井	哲哉	大 庁 舍 所 長	伴	邦雄
大 産 業 課 舎 長	澤谷	松夫	脇 野 所 長	船澤	桂逸
總 務 課 部 長	鴨澤	信幸	總 務 部 課 長	吉田	真

總務部  
總務課  
主任

中野敬三

事務局職員出席者

事務局長  
主任  
庶務主任  
議事主任

小島昭夫  
柳田諭  
濱村勝義  
赤石奈穂子

次長  
庶務係長  
調査係長  
議事主任

高田文明  
金澤寿々子  
青山諭  
葛西信弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、先ほど開催された議会運営委員会において、全議員から提出されました決議1件については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

次に、9月12日の本会議の議案第76号に対する質疑の中で、後日回答するとの答弁がありました件については、9月15日、市長から関係資料の提出がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、昨日早朝、むつ市立蛸崎小学校校内にクマが侵入した件については、この後市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## 日程第1 行政報告

○議長（宮下順一郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告をお願いいたします。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 行政報告についてであります

が、クマによる市立蛸崎小学校校舎の被害について、教育長に報告いたさせます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 9月19日火曜日、きのう早朝、むつ市立蛸崎小学校におきまして、校庭にクマが出没し、逃げる途中にガラス窓を壊すというふうな事件が発生したわけでございますが、私どもといたしましては、学校という場所が場所だけに大変心配し、憂慮いたしているところでございます。

詳細につきましては、教育部長に答弁させることといたしますけれども、私といたしましては、今後とも子供の安全確保のために最善を尽くしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） それでは、私の方からご報告させていただきます。

昨日報道されております市立蛸崎小学校で発生いたしましたクマによる校舎被害は、教育施設ということから、教育委員会からご報告させていただきます。

9月19日火曜日、午前4時半ごろ、近所に住む同校臨時技能員、女性でございますが、日課としております犬を連れての散歩中、学校の校門前に差しかけたとき、突然犬が異常にほえ、また同時に近所の犬もほえ出したので不審に思い、校舎の方へ様子を見に参っております。近づきますと、校舎のガラスが破れる音がしたため、持っておりましたかぎで校舎に入り、状況を確認しましたところ、渡り廊下のガラス2枚が壊れているのと、クマの足跡を確認してございます。ただちに当該臨時技能員が校長へ連絡、校長から警察、市役所関係者に連絡を入れてございます。

午前6時半過ぎには、警察、市関係者、猟友会

関係者が現場に入り、被害状況等を確認してございます。その報告によりますと、クマに驚いた犬がほえたことにより、クマが校舎方向に逃走し、校舎と体育館の渡り廊下のガラス戸2枚を真っすぐに突き破り、校舎裏の山手方向へ逃げたものと思われるとのことございました。

校舎の被害についてでございますが、ガラス破損、被害額およそ3万円程度のほか被害はございませんでした。

市教育委員会は、学校側との連絡の中で、渡り廊下の被害が授業には影響がないこと、クマが山手へ逃走していることなどから判断し、当日の授業は平常どおり実施することといたしました。当面大人の監視のもと、集団での登下校を行うこととし、今後の安全確保対策としては、児童に対しクマよけ鈴の携行、保護者の送迎、町内会での周辺安全の確認等に協力いただくよう対応方を校長に指示したところでございます。

市農林畜産課の情報によりますと、今年のクマの出没情報は、9月19日現在、246件にも達しており、昨年に比べ既に4倍以上となっているとのことございます。幸い今回のクマによります被害は校舎のみで、同校児童の登下校、授業中の時間帯でなく、児童への危害は免れておりますが、市教育委員会といたしましては、クマの出没情報の多い地域にある学校に対して、今以上の注意喚起を呼びかけしておるところでございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。31番坂井一利議員。

（31番 坂井一利議員登壇）

○31番（坂井一利） 最初に、本題と、それに関連することに安心安全の意味で触れると思いますので、お許し願いたいと思います。

幸いに今、蛸崎小学校のクマ侵入事件については、人災、子供、大人に何もなくて、本当によかったと思っています。ただ、そこを見回りに行った技能員の方も、よかったなど、本当にそういうふうに感じております。

ただ、最近のクマの動向を見ていますと、ちょっと行動パターンが変わってきているのではないかなど。長期的対策としては、昨年の6月の市長との議論、それから市長が森林・林業・林産業活性化推進下北地域市町村議会議員連盟定期総会においての多少議員に対して皮肉を込めた方法論等も言われておりましたけれども、そういうことでそっちの方は対処、実行あるのみだと思っておりますので、余りそっちの方には、後々一般質問の方々もありますので、触れないでおきます。

今9月半ば、これから10月、11月と冬眠に入るために、どんどんクマが食糧を求めて行動するわけなのですけれども、ことしの春、7月ごろから、今までなかったことが起きておったことは、桜の木がどういうわけか、どこの地域でも学校周辺が多いわけです。7月ごろに、もう既に校舎の敷地内で桜の実を食べていると。これ余り今までなかったのです。先ほどおっしゃったように、山の崩壊が原因だと思われるわけなのですけれども、それに今の時期、本来は山の方にサルナシ、ブドウ、クリ、ドングリ、たくさんまだ完熟していないものもありますけれども、あるはずなのに、例年よりも出没が多いわけです。そういうふうな形で皆さんが非常にこれから先、また今すぐと、不安を持っているわけなのです。

それで、地域の不安を取り除くためにはどうするかという形で、今現実的な対応等が教育部長から説明ありましたけれども、ただこのたびの19日の朝4時半過ぎ、その地域の人たちといち早く地域の駐在さんが行っているわけなのです。安全安心のための方に入っていくわけなのですけれど

も、皮肉なことにその前日にあの地区、蛸崎、宿野部、桧川、それに葛沢、4地域に対して、駐在所廃止の説明をしておいたわけなのです。そのとき地域の会長である蛸崎地区の会長から、ことしいっぱい駐在所が廃止ということなものですから、せめて学校統合まで何としても延ばしてもらえないかと、そういう痛切な意見があったわけなのです。こっちの方になりますと、我々議員も県の方にも陳情しておりますけれども、どうしても市長の力をかりなければ、なかなかそれが難しいのではないかと。

まず、そこで広大な川内地区ですが、それが2人制になると。これできるものかというお話があったわけなのです。ところが、それに対しても、何一つ明快な回答もないし、今後の対策のマニュアルもなかったものですから、安心と安全の要望がより以上に、翌日のクマのこの件の騒ぎで増大しておりますものですから、ぜひその辺のところを、どうしてもこっちの方は市長から答弁いただかないとだめだと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私もむつ市防犯協会の会長でありますし、むつ地区防犯協会の会長でもあります。今のような話が私の手元に報告がないということは遺憾であります。この統合計画、急いで総務部で調査したようではありますが、これは県警本部長の発言を記録したものでありますが、宿野部駐在所を川内駐在所に統合予定ということではありますが、今初めて議員の口からお聞きしたわけがありますし、資料も手元にこういう不完全なものしかございません。立場上、警察署長を通じて今後の考え方等について確認をしてお知らせを申し上げたいと、そう思います。

宿野部というのは、川内の中でも大きな集落でございますから、これらに対する対応については

市としても的確な対応を求められるものと考えております。

○議長（宮下順一郎） 31番。

○31番（坂井一利） 調べた結果、川内に統合というふうに、市長が聞き及んでいるみたいですがけれども、これ統合という意味が違ひまして、ただ宿野部駐在所がなくなるだけで、川内の体制が変わらないということです。2人体制なのです。統合して3人になるということではないものですから、現実に対応が非常に難しくなるだろうと。だから、これからますますクマ、その他猿、いろいろな問題がありますから、地域の住民の安心を、不安を取り除くためにぜひお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

## 日程第2 議員提出議案上程、提案

### 理由説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議員提出議案第3号 ミサイル艇の機関砲誤射事故に対する原因究明と再発防止を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。2番山本留義副議長。

（2番 山本留義副議長登壇）

○2番（山本留義） おはようございます。議員提出議案第3号 ミサイル艇の機関砲誤射事故に対する原因究明と再発防止を求める決議について、決議案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

平成18年9月5日午後7時19分ごろ発生した海

上自衛隊大湊地方隊第6突堤に係留中のミサイル艇における20ミリ機関砲の誤射については、市民には直接被害はなかったものの、一步間違えば大惨事になりかねない事故であり、市民は多大なる不安を感じている。

むつ市は、我が国の安全保障という国家的要請に基づき、基地の安定使用については日ごろから市民の理解と協力を得てきているが、今回の事故は市民に大きな不安を与え、市民との信頼関係を揺るがすものであり、まことに遺憾である。

ここに、むつ市議会として、今後二度とこのようなことのないよう、防衛関係機関に対し原因の徹底究明と再発防止に万全を期すよう強く求め、決議する。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議事整理のため暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議員提出議案第3号に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 一般質問

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより澤藤一雄議員、東健而議員、大澤敬作議員、目時睦男議員、斉藤孝昭議員、鎌田ちよ子議員、富岡幸夫議員、佐々木隆徳議員、堺孝悦議員、横垣成年議員、柴田峯生議員、工藤孝夫議員の順となっております。

本日は、澤藤一雄議員、東健而議員、大澤敬作議員、目時睦男議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

#### 澤藤一雄議員

○議長（宮下順一郎） まず、澤藤一雄議員の登壇を求めます。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） おはようございます。大分緊張しております。新むつクラブ旧大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第189回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目の使用済み核燃料中間貯蔵施設に関する交付金等の使途についてであります。改革には痛みが伴うと公言してはばからない小泉政権が終わろうとしています。この5年余り、競争原理を基本とする構造改革で、地方と弱者切り

捨てによる格差社会の招来という厳しい時代であります。交付税の減額による地方財政の逼迫、所得税の控除削減や住民税増税、それに伴う国民健康保険税の増税や介護保険料の値上げ、障害者の施設利用料を上げる障害者自立支援法の制定、入院患者の食事代や居住費など、いわゆるホテル経費の負担を求めるなど、医療も福祉も負担は重く、給付は少なくという、その手法は、所得の再配分という政治の責任を放棄したあからさまに高齢者と障害者をねらい撃ちする弱者切り捨ての論理であります。

何よりも指定研修医制度の導入によって地方から医師を引き揚げ、地域医療を破壊して医師確保対策を地域間で競争させるという手法は、国民の命と健康を守るという国としての最も重要な責任を放棄するものにほかなりません。そして、それらによって全国の有効求人倍率は1倍を超えたものの、青森県は全国最下位の0.17倍と、地方は仕事もなく、高齢化と人口減少が進み、生活保護や犯罪、自殺者の増加が顕在化しているのであります。青森県、とりわけむつ下北地域は地場産業に元気がなく、失業率も高齢化率も高く、集落の維持さえも困難になりつつあります。先日の新聞でも報道されましたが、大畑地区は例年はないイカ不漁で、太平洋や北海道にまで出漁しているが、燃料費が高騰しているため採算がとれず、漁業経営が成り立たない状況に追い込まれています。

こうした中で老人保健施設に入っている母親の入所費が月額9万5,000円かかるので負担できない、できるかどうかわからないが、うちに連れて帰って家族で介護することにした。失業して2年余りになる50代の夫がハローワークに通っているが、月に3日程度の仕事しかなく、住宅ローンの支払いのために食費を切り詰めて生活保護以下の生活をしているという厳しい、まさに痛みをさらされています。

むつ市では、道路や下水道、消流雪溝などまだまだインフラ整備がおくれています。就業機会の依存度が高い建設業が公共事業の抑制で壊滅的な影響を受けている状況にあります。ところが、これ以上インフラ整備の余地もない東京では、日本橋の景観を取り戻すために高速道路のつけかえが5,000億円の予算で行われる予定と言われます。まさに地域間格差であります。このような世相を「純ちゃんと叫んだ私がばかだった」という川柳が端的に表現しているのは、けだし名言であります。

今むつ市の財政は、危機的な状況にあると言われています。しかし、市長は今定例会に、旧アークスプラザを購入し、市役所を移転するとして補正予算案を提出しました。そして、その財源の一部には巨額の寄附金を予定していたようであります。なるほど先日の新聞によれば、原発で有名な福井県美浜町に匿名で9億1,480万円の寄附があった、2002年度にも10億2,000万円の寄附を受けていると報じられました。市長が寄附の確実性について、政治生命をかけるほどの自信をお持ちなのも、むべなるかなであります。

市長は、合併してからの1年半、これまでの議会で電源立地地域対策交付金について、以前は箱物にしか使えなかったので来さまい館を建設したが、今は制限がなくなったので、消防や保育所の職員の給与に充てていると答弁してきました。使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致する際の地元対策として、関根浜漁協の漁業振興基金を創設はしましたが、これ以外に地域振興のために目立った施策を講じているとは思えません。議会での一般質問等政策要望や提案に対しても、危機的な財政状況であることを理由に、ことごとく退けているのであります。中間貯蔵施設は、何のために誘致したのでしょうか。安定した財政運営のためと言われるかもしれませんが、しかし、さきに申しました

ように、むつ市のあらゆる状況はまさに惨たんなるものであります。反対する声も多い中で、永久処分場になるかもしれない危険な施設を誘致したからには、1、国によって切り下げられた医療や福祉の市民負担分を市が肩がわりをする、2、衰退しつつある漁業や農業を含むすべての産業の振興対策、3、老朽化した市営住宅等の改築整備、4、教育や文化の振興等、ここで生きていかなければならない市民のためにこそ、これら交付金等が使われるべきだと考えます。市長の答弁を求めたものであります。

次は、野生動物の被害対策についてであります。ことしは、先ほどの行政報告にもありましたように、クマの異常なほどの目撃情報が寄せられ、県が8月24日までに取りまとめた件数は、例年の5倍以上の205件に上っています。特に下北半島での目撃情報が多いと報じられていました。大畑地区では、7、8月はほとんど毎日防災無線で注意を喚起する放送がされています。被害は、主にブラムやトウモロコシですが、大畑地区では8月24日に養豚場の豚舎に侵入して親豚2頭が傷を負った状態で発見されたほか、鶏小屋が襲われて、鶏1羽が死亡するという被害も発生しています。豚や鶏のえさをねらったものと見られますが、豚舎や鶏小屋で、あるいはトウモロコシの収穫の際、畑でクマと出くわすのではないかと恐怖心にさいなまれながらの作業を強いられているのが現状であります。スーパーや医院の立ち並ぶ町中のトウモロコシがクマの被害を受けた例もあります。被害を受けた農家は、もうトウモロコシを植えないという方もいます。

二枚橋地区では、豆はカモシカに葉を食われ、ジャガイモやカボチャは猿に、トウモロコシはクマに食べられると訴える農家の女性もいます。せっかく半年かけて作付して収穫の季節に野生動物の被害に遭う、県内では人がクマに襲われて死亡す

るケースも発生しています。農業が野生動物によって存亡の危機に直面しているのであります。

下北半島のクマは、90年代の資料によれば100頭程度であり、他の地域と遮断された環境にあることから、環境省のレッドリストで地域指定の絶滅のおそれのある地域個体群に指定されています。しかし、県当局は、法的に拘束されているものではなく、人的被害のおそれや農作物等への継続的な被害がある場合は駆除もやむを得ない、基本的には市町村長の権限であり、何ら県において拘束するものではないという見解もあります。しかし、100頭という数字も、実態として数を把握しているものではなく、生態系の保全という見地から、みだりに捕殺すべきではないとも思いますが、山にいるものは保護されるが、里におりて人の生命や財産に被害を及ぼすものについては捕獲されるという原則を確立するべきであります。

人間が動物の領域である山に入る際には、山の神の化身である彼らに敬意を払いつつ、一步下って山の恵みをいただくという謙虚な心構えが必要であり、山を壊し、どんな奥地でも車で進入できるような道路を開削し、彼らのすみかと食糧を奪い、かわりに人類が開発した食料の味覚を弁当の残りやジュースの空き缶を捨てるという行為で動物に知らしめてはいけません。なぜなら、動物もまた人間と同じように、どうしたら簡単においしいものをたくさん食べられるか、視覚や嗅覚など全神経を集中し、学習しているからであります。その結果として、農耕地や町中に定着することになります。下北半島の猿は天然記念物、カモシカは特別天然記念物、クマも今はレッドリストですが、将来的に保護することでもなれば、下北で保護されない動物は人間だけということになりかねません。

国が野生動物を保護管理する場合、あらゆる技術と知見を駆使した調査をし、その実態を把握し

たうえで行われるべきであります。ことしのクマの出没と被害、そして市の対応について調査を試みました。9月4日現在、市全体の目撃件数は117件、農作物等の被害件数は81件、金額で174万4,500円、捕獲数が19頭でありました。

近年、地球温暖化の影響と思われる現象が起きています。津軽海峡に面した北通り地区は、夏はやませで冷涼な気候のため農業には適さないという定説がありました。しかし、夏はおくれるけれども暑くて長いという現象が起きております。これは、この地域の農業にも作付品目がふえる可能性が広がることを意味します。市民が数少ない地場産業である農業を安心して営み、食糧自給率の向上と地産地消を推進し、一大食糧生産基地として安定した高齢社会を生き抜くためにも、野生動物の被害対策が市の重要な課題であると思っておりますことから、1、生息状況については、県が平成17年度からクマの生息調査をしているが、相手がクマだけに、実際は把握が困難と思われるので、国にも働きかけて、可能な限り正確で大がかりな生態調査を実施すべきです。

2、捕獲機材の確保については、被害を最小限に抑えるために、現場に出向いて被害の聞き取りを行うなど、駆除の判断を速やかに行うとともに、必要な機材を確保すべきです。

3、高齢化等で狩猟資格者が不足しているといいますが、狩猟者への補助金制度を創設する、あるいは市職員に資格を取っていただくなどの対策を講ずべきです。

4、市が補償制度を創設し、クマ、猿、カモシカの被害について、天然記念物に指定されているものについては、国・県に補償を求めていくとともに、広く全国から寄附を募るべきと思っております。

以上、市長の前向きかつ簡潔な答弁をお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、電源立地地域対策交付金の使途についてであります。本交付金を広く市民が恩恵を受けられるような地域振興策に充てるべきではないかとのご質問であります。このことにつきましては、合併協議会の中で、これまで原子力発電所等について交付される電源立地地域対策交付金については、それぞれの町村が定めております使用目的を全部尊重する立場を表明いたしております。しかし、この使用済燃料中間貯蔵施設については、合併でできた新しいむつ市全体に使えるようにしたいという私からの申し出を合併協議会のメンバーの皆さんが了承をしてくださっております。でありますから、使い道についての考え方は新むつ市全体で使うことを念頭に置きながら、以下の答弁をさせていただきます。

この交付金につきましては、議員ご存じのとおり、平成15年10月にそれまでの交付金制度が統合され、新しい交付金制度として創設されたことにより、従来の施設整備等の事業に加えて、地域活性化措置として幅広い事業の実施が可能となったところであります。平成16年度以降、地域活性化につながる事業として、保育サービス提供事業、学校給食・環境整備事業など、福祉サービスの推進、教育環境の整備といった市民生活に直接関連する事業や、むつ商工会議所が主催する産業まつりなど、地域の魅力を情報発信するためのイベントへ交付金を充当してまいりました。今後見込まれます交付金につきましては、これまで実施してまいりました事業に加えて、大勢の市民の皆様にご利用いただいております、むつ市ウェルネスパークなどの指定管理者制度で管理運営をいたしません施設の維持運営費にも交付金の充当を予定しておりますし、広く市民の皆様の声聞きながら、

さらなる福祉サービス充実のための事業、地域おこし事業、地域の人材育成事業など、地域の活性化へつながるさまざまな事業を検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、地域活性化のための事業はハード事業と異なり、なかなか市民の皆様には見えにくく、その効果を実感しにくいものと思われまますので、交付金事業の情報提供をさらに進めるとともに、市の財政の健全化を図りながら、市民の皆様には交付金の恩恵を実感していただけるよう文字どおり地域住民の生活利便性の向上に資する事業等を幅広く実施したいという思いを持っているところであります。

なお、地域インフラの整備がおこなわれているし、また予算的な制約を加えながら実施せざるを得ない状況にありますので、市の公共事業の発注等も金額的にも箇所数も減っておりますが、このようにして、電源三法交付金が人件費等まで含めた幅広い使い道を認められたことによって、インフラに回せる一般財源が多少余裕が出てくるという効果が、今年度までは若干無理でありますけれども、来年度から期待できるのではないかと考えておりますので、地域全体のバランスのいい発展のために効率的に使っていきたくて考えております。

次は、澤藤議員は最後の方でまとめてお尋ねがございましたけれども、私は頭の方でまとめてお答えしたいと、そう思います。

まず、猿であります。猿の重要文化財指定は、下北半島全域ということになっている。この指定を受けている以上、その辺に猿が出てきても保護しなければならないという立場をとらざるを得ない。カモシカは、特別重要文化財みたいなものですから、これはもうカモシカの学習がかなり進んでおりまして、人間はすべてのカモシカに害を与える手段を封じられているという、そんな難しい言葉で覚えているかどうかはともかくとして、自動車なんか怖がらない。人間が乗っている以上安

全なのだというふうにちゃんと覚えている。クマは、これは自然を人間が少し軽く考え過ぎた。ヨセミテなんていうアメリカの国立公園、観光客が弁当等を捨てると、かなり高い罰金を取られるのです。日本にもまだそういう環境を守り、動物を守る両立するものを守るという制度がないのです。ただ、せいぜい山に入ったら食べ物、食い残しを置いてこないでください、ごみは持って帰りましょうと、こういう声かけ運動しかやっていない状況です。今私どもは、下北半島の中の猿、カモシカ、あるいはクマといったような生物、特にクマはレッドリストに載せられておりまして、全日本猟友会が狩猟を禁止した期間が10年に近い長い年数になっている。10年過ぎたから、今度クマを撃とうかということになると、クマを撃つ勇気と技術がなくなっている。こういう状況の中で、それこそ保護されていないのは人間だけという澤藤議員のご発言が全く正しい意味を伝えているということになっているわけでありまして、その中で我々がどうするか。国の認識を改める、県の考え方を変えていく、こういう取り組みに1歩も2歩も踏み出していかなければならない。そう決めてもらっていますから、ありがとうございますというので、決めてもらったことを大事にしている時代は既に終わったのではないかと。

猿がそろそろむつ地区にも出てくるようです。我々は、一応釜臥山 恐山のライン、あの辺まで来たら危ない状況である、人間にとって、地域住民にとって非常に危険な状態が発生してくる。猿は、カモシカよりも学習能力高いですから、こっちは来た方が家庭菜園など余り防御されていないものがたくさんある。既にタヌキにしても、ほかの動物、キツネまで出てきているのですが、キツネが1頭死ぬとウサギがふえる。中野沢でキツネを1頭自動車が引っかけたら、ウサギがやたらふえているそうです。それで、畑に植えているもの

がほとんど全滅状態になっている。生物の間のお互いの弱肉強食関係が我々の生活をも守っているということもあるわけであります。それらを一切無視するわけにはいかないでしょうけれども、しかし人間を中心にだけ考えるというわけにもいかないでしょう。それぞれの場でそれぞれの適切な方法を国、県、市が考え出していき、つくり出していくことが必要な時代に入ってきているということをもまず強調させていただきたいと思うのであります。

そこで、質問に対するお答えになりますが、生息状況の調査についてであります。平成12年、6年前です、平成12年作成の青森県レッドデータブックには、下北半島のツキノワグマが地域限定希少野生生物として掲載されておまして、選定の理由として、下北半島の集団は、その生息域が八甲田、十和田山系から分断され、遺伝的に孤立した集団で、絶滅が危惧されることからとされております。

地域限定希少野生生物の要因となったツキノワグマ生息数は、青森県の調査報告によりますと、昭和57年といえますから、24年前です。24年前では、県内で約250頭であると推計されておりますが、平成2年の報告には生息頭数の記載がございません。その後平成8年度の調査で下北では100頭程度の生息数と推計されましたが、昭和57年から10年間は生息頭数調査は実施されておられませんでした。現在青森県では、昨年度から2カ年にわたってクマの生息数調査を実施中であります。この調査方法、国有林内に3メートル四方のバラ線の囲いをつくり、その間にリングを置き、食べに来たクマの毛を採取し、DNA鑑定等により個体数を推計する方法と聞いております。

むつ地区における過去の出没情報を見ますと、多い年で平成8年度63件、平成13年度66件でありましたが、本年は9月19日現在で118件、市全域

では246件であります。また、捕獲頭数では市全域で平成8年が16頭、平成13年が15頭、本年度は9月19日現在で36頭であります。これまでと比べましても異常に多い頭数となっております。

出没情報では、同じ個体が重ねてカウントされている例もあるかと思われますけれども、これまで推測された生息数が果たして適正なものであったかどうかは大きな疑問を抱かざるを得ないほど頻繁にクマが目撃されており、住宅が密集した市街地にも出没しているため、児童・生徒は言うに及ばず、大人まで支障を来している。クマに対する不安から、クマよけの鈴が市内で売り切れるといった状況が出てきております。

市民を直接襲う被害は出ていないものの、先ほどご発言がありましたように、養豚場で飼育されている2頭の豚が襲われ、1頭は瀕死の重傷、他の1頭は耳の一部をそがれるなど、平成11年に山菜とりが襲われて以来の人畜被害も発生しております。

今回の2カ年にわたる調査の結果は、平成19年3月までに公表する予定となっておりますようですが、実態を的確に把握されるよう期待するものであります。

この結果を踏まえ、市では青森県で策定する次の第10次鳥獣保護事業計画に特定鳥獣保護管理計画の策定も含めて適切に反映され、さらに地域の実態に配慮し、下北半島のツキノワグマが地域限定希少野生生物として適正なのかどうか検討していただくよう強く要望してまいりたいと考えております。

ご質問の第2点目は、捕獲機材の確保であります。これまでクマ捕獲については、出没頭数や被害等、地域の状況に応じた対応をしてきておりますが、市ではツキノワグマ被害防止マニュアルを作成し、通報を受けてから駆除まで一連の対応を本庁舎と分庁舎で統一した方針で進めており、出

没情報等についても住民との連携を密にして把握に努めるとともに、住民の安全を守り、注意を喚起するため、広報無線等によるお知らせを随時いたしておるところであります。

捕獲機材の確保については、本庁舎7基、川内庁舎13基、大畑庁舎1基、脇野沢庁舎1基、それぞれの旧市町村で使用していた従来からのわなが保管されておりましたが、出没頭数の増加に対応できなくなると予想されたため、急遽新たに8基の製作を依頼して、各庁舎に分配したほか、出没状況に応じて庁舎間の配置がえをするなど、捕獲体制を整え、住民の不安を取り除くことに努めてまいりました。

ご質問の第3点目は、捕獲資格者の育成確保についてであります。ツキノワグマの捕獲については、むつ、大畑地区は下北郡猟友会、川内、脇野沢地区は青森県猟友会川内支部にそれぞれ有害鳥獣捕獲業務を委託しておりますが、捕獲業務には捕獲のためのわな猟免許のほか、処分するための銃を使用できる第1種免許も必要となり、また有害鳥獣捕獲従事者は、狩猟者登録のほか、射撃訓練参加実績など一定の要件が必要となります。

現在有害駆除に従事している人は、下北郡猟友会は23名、うちわな猟資格者は2名、青森県猟友会川内支部は34名、うちわな猟資格者は2名であり、今後とも適正な対応ができますよう、資格者の養成や人員の確保等について、それぞれの猟友会に協力をお願いしてまいりたいと考えております。

ご質問の第4点目、補償制度の創設についてであります。猿、カモシカは天然記念物及び特別天然記念物として国から指定されておりますが、文化庁、環境省では農作物被害や人的被害に対する補償制度はありません。脇野沢地区においては、被害に対する補償・助成について、長い間国・県に対し、強く要望しておりますが、いまだ実現さ

れていないため、今後も粘り強く要求してまいりたいと思っております。

現在脇野沢地区において、猿の農作物被害に対し、一部で補償を行っておりますが、被害が広がっていることから、今後全市的な観点からの検討課題としております。

ツキノワグマについては、下北半島のツキノワグマを絶滅のおそれのある地域個体群として環境省及び青森県ではレッドデータブックに掲載しておりますが、猿、カモシカと同様に農作物被害や人的被害に対する補償制度はございません。この理由は、ツキノワグマによる被害に対する補償制度の創設は、天然記念物、特別天然記念物に指定されているニホンザル、カモシカや絶滅危惧種のツキノワグマ、そしてキツネ、野ウサギ等その他の野生生物はいずれも所有者が存在しない無主物とされていることから、現状ではハードルが高いものと考えておりますが、これは東京にいるからハードルが高いのであって、地元におればそんなハードル外してしまえばいいではないかという考えに立って今後の交渉に臨みたい、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） まず初めに、中間貯蔵施設の交付金等についてのことですが、市長は電源三法交付金については地域振興のためにいろいろ使っている、いろんな施策に余り目立たない形で使っているというような答弁をされました。この電源三法交付金のそうした使い道、合併協議会での議論があって、そういう取り扱いをしているというようなことのございですが、私が念頭に置いておりますのは、福井県美浜町で匿名の寄附を受けたと、そして市長もまた寄附の相手方を特定しない寄附をもらえるのだというような、先般の議案審議の中でたびたび説明されたわけでございますので、そういう形で、私はそうした寄附が

いただけるのであれば、福井県美浜町の例をとりますと、20億円近い寄附というふうなことになるわけで、例えばそういう寄附が市長の手腕でいただけるのだということであれば、それはいわゆる地域対策、地域振興、先ほど申しました切り下げられた福祉対策の補てんをする、あるいは衰退しつつある漁業や農業を中心とする産業の振興対策、そうしたさまざまな行政施策にそれらの寄附金を活用するために基金を積んで、そういう行政をするべきだと私は思いますが、市長のご答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 電源三法交付金とそれぞれ電力会社等が立地をスムーズに進めるために行う寄附とは完全にそのお金の使われ方の性格が違います。電源三法交付金は、いわば我々が電力を使用することによって一定の金が電源特別会計に積み立てられる、そこから交付されてくるのが法律に定められた条件で電源三法交付金という名前がついて交付されるわけでありまして。そのほかに先ほど申し上げましたいわゆる寄附金、これはご発言の中にもございましたように、関根浜にも一部積み立てられ、これを使う際には市のお金として出ていきますけれども、本来は寄附金なのです。電源三法交付金とは全く性格が違うものであります。まして使用済み核燃料中間貯蔵施設に関する電源三法交付金は、おとし制度が法律的に保障されたものでありまして、それもこれまで考えられていたよりは、想像したよりはかなりいいレベルで交付されることになっておりますので、それらを積み立てるとということも、これはありますけれども、これと寄附金とは別に考えないといけない性格のものであろうと私どもは考えております。この地域を振興させるために、特別この分についてご協力をお願いするという、これは事業者をお願いをしている。電源三法交付金は、国から

の交付であります。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） その電源三法交付金の使途についてはわかりました。だけれども、例えば先ほど私、壇上からいろいろ申しました。今のむつ市の、市民の皆さんのこの苦しんでいる状況、これをいかに救うかというものが市長の両肩にかかっているわけです。ですから、もらえる寄附であればいただいて、それで基金を積んでこうした福祉対策、あるいは産業振興に役立てるべきだと私は思って市長の見解を伺っているのであります。その辺のことをもっと詳しく決意を示していただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 澤藤議員も公務員としての経験十分積んでおられますから、国がこの事業はこれだけのお金を出しますよと、そこへ別口で善意の人であろうが、あるいは特定目的であろうが寄附をもらったら、国が出すはずの財源がカットされるのです。積み上がっていくならいいのですけれども、お金もらうと、その分削られるのであれば、使える金はそんなに変化がないということになります。ですから、そのすき間を縫ってどのくらいのことができるかというのが我々の腕の見せどころでありますけれども、なかなかそれがないのです。

市庁舎の建設というのも、本来は何回も申し上げてきたところでありますけれども、建設準備のための積立金を建設予定額の50%まで積み立てておかなければならない。現在ゼロのものを一挙に役所を建てましょうかというご提案を申し上げたところでありまして、その辺のところは、これは総務省も今進めている制度であるから後押しをしましょうということでご提案をさせていただいたのであります。結果的にまだ実っておらないところが残念であります。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 庁舎のためだったら寄附をもらって、積み立てをしないで、今ただちにアークスプラザを買うというふうなお話のようでございますけれども、用途を限定しない基金を積む、その基金の運用をもっと柔軟にやって、市民のそうした政策要望をかなえていくというようなことができるのではないかと思うのです。では、市長は、庁舎のためだったら匿名の寄附を受けるけれども、そうでないものについては、寄附もらえないのですか。もらえるのですか。

例えば福井県美浜町で匿名の寄附をもらいました。そして、その使い道も教育施設とかいろいろ使うようでございます。ですから、寄附をする相手方が使い道を特定しないで寄附をしてくだされば、その上で基金をつくって、市がそれを柔軟に活用するというようなことは可能なのですか、不可能なのですか。お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 非常に難しい問題であります。用途を指定した寄附というのは、それを議会が承認すればそれでいいのでありますが、そうでなくて、何でも使えというふうに預けるということは、本来今の株主主導型の会社経営をしている世の中では非常に難しいのであります。過去の例を申し上げますと、東京電力が福島に300億円のサッカー場をつくっているわけです。年間何日使われているか。せいぜい10日です。そのことによって、東京電力にはかなり大きな批判が寄せられた。でありますから、きちんとした用途を明示して、そして寄附をするという、この辺は財政を担当している企画部長から、その事の良否について説明を補わせます。要らないですか。十分わかっているはずですから、あえて補足させなくてもよろしいと思うのであります。その辺は非常に微妙な今の状況がある、社会的な環境も少し変わってきて

いるということもあることをご理解をいただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 福井県美浜町の場合ですけれども、最初の10億2,000万円は、関西電力と原電から合わせてその10億2,000万円というようなことが書いてありました。そして、今回の、問われても否定はしなかったけれども、あえて匿名ということは、指定も何もないのでないですか。寄附をする側が名前を出さないのに、受ける側が、そこまでしんしゃくする必要はあるのですか。私は、匿名で下さるのであれば、真っ白い状態でお金をいただいて、基金を積むというのはできるのではないかと思うのですけれども。

市長のお気持ちが那邊にあるかは、聞いている皆さんも、ある意味ではわかる人もあるかもしれませんが、特定のものを買いたい、つくりたいというようなことが念頭におありでそのような答弁になるのか、その辺の市長の匿名でいただく目的を持たない寄附というのはできないのですか、お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、私の想像ですから、必ずしも正しいとは言い切る自信はありませんけれども、新聞が推測して書いていますように、あれは関西電力と日本原子力発電両者であろうと、こう書いてあるのです。それであれば、用途についてはある程度の合意が成立していて、ただし寄附をする段階では匿名であると。寄附は、受けてしまえば、後で議会に説明して、こういうものに使いますというふうにやればいいのです。私の手口と逆なのです。ですから、やっぱり用途をある程度定めるものと、そうでないと基金の造成というのをやっているのは、例えば私どもの土地では関根浜漁業協同組合に対して漁業の振興のために使ってほしいと、これも用途を一応限定してある

わけです。ですから、何の目的に使ってもいいですよと言いながらも、市と漁協が協議をして、このことによって漁業振興に確実に役立つという確認をした後で支出をするということにしております。用途の制約はついているのです。名前を出すか出さないかは、それぞれの電力会社の考え方の違いなのです。あれは、もう名前を出さないで、関西電力だろうと見当はつけられているのです。それから、日本原子力発電だろうということも見当をつけられているのです。新聞は、別の欄で解説しています。そういう幾つかの条件が整えられて初めて寄附も受けることができるということでありまして、無目的といいますか、多目的、多くの目的のために寄附を受けるといことは考えにくい。ただし、福祉のために活用してもらいたいということで寄附を受けるといようなことはできます。それは可能です。我々が一般の方々から100万円とかかなり大きな額の寄附をちょうだいすることがありますが、社会福祉協議会で活用してほしいという名目でもらったりしていることもあります。あるいは、奨学資金で積み立てをして活用してほしいという、そういう目的を設定しているものがあります。かつて病院を建てるといので、7,000円寄附を受けたことがありますけれども、それはさすがにそのための基金積み立てしました。しかし、結局病院ではなくて、救急車買えといので7,000円寄附をもらったのはありましたけれども、それは救急車購入のために使いました。目的を特定して寄附を受けるといことが行政の透明性を保障するために法律的に定められているということを十分ご承知のうえのご質問だと思いますので、そのようにお答えいたします。

○議長（宮下順一郎） 14番。通告の範囲内にとどめていただきますようお願いいたします。

○14番（澤藤一雄） ただいまの市長の答弁、わか

ります。それでは、例えば福祉のため、あるいは漁業振興のためということで寄附をお願いするということではぜひ市長には頑張ってくださいたいと、このように思います。

次に、時間を押していますので、野生動物の問題についてでございますが、捕獲したクマがすべて殺処分されるというようなことに非常に、それも問題があるなど。というのは、今下北半島にすんでいるクマのほとんどが里におりてきて駆除されている可能性があるというような認識もまたあるわけです。ですから、今出てきているやつをすべて捕獲してしまった場合には、もう山にいなくなるのではないかなという心配もないわけではないわけです。ですから、そういう意味では、なるべく殺さないで済む方法があるのかなと。

かつて捕獲したものを放したという経緯もあります。そして、新聞によりますと、津軽半島では絶滅をしたというような記事がございました。だとすれば、津軽半島に移植ができないのかなというようにも、ぜひこれ県と協議して見る必要があるのかなと私思いますので、それが一つです。

それから、今の捕獲の技術者の問題ですけれども、下北猟友会が23人、わな猟が2人、青森県猟友会川内支部も34人のわな猟が2人ということなので、わなの所持者が非常に少ない。そのためにわなの設置に支障を来しているという現場の声もありますので、ぜひ銃で処理する際には猟友会の方にやっていただくけれども、わなの設置を市職員に資格を取っていただいて、これは県の担当の方でも市町村の職員が資格を取って行っているというような事例があるということではございましたので、この辺をぜひ進めていただいて、危険回避のための捕獲に支障を来さない体制をとっていただきたいと思います。

それから先般、町中の猿の問題で新聞にありま

した。その中で、県当局が中心部であっても人的被害が出ない以上緊急捕獲を認めることは難しいというような答えを出したということが載っていました。これは、むつ市民は町中で猿と同居して被害が出るまで我慢しろという論理であります。これは、私は言語道断だと思います。市民の生命と財産を守るという立場から、国が動物を守るのであれば、補償を求めるのは当然であります。

それから、もう一つ、これは飲んだ後に捨てたコーヒーの缶をクマがかじったものです。いかに甘いものを欲しているかであります。これは、薬研の遊歩道で発見したものですけれども、スチールの缶に歯の穴があいています。緊急的には、捕獲をする以外に今のところ方法はないのだと思いますが、国有林の奥山を壊さないこと、あるいは入山者による食べ残しやジュースの空き缶を捨てない。やっぱり人間の側のモラルの遵守が求められると思うのです。行政としての対応が私は必要だと思います。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） このクマのことが騒ぎになる前は、捕獲したのに対して、トウガラシから抽出した辛い成分を鼻に噴霧して、それで放してやるという政策がとられたことがあります。それが効果があったかどうかは当時の経済部次長であります公営企業管理者が、余り奨励していなかったというようなこともあります。

さて、捕獲したのを津軽半島に持っていったら、津軽半島は何て言うのでしょうか。多分「おまえのところでもてあましたのを、おれの方によこすなよ」と。まだ、またぎがいるのは、下北半島だけなのです。西目屋村とかあっちの方にも、またぎはいますけれども、津軽半島には、またぎがもうほとんどいなくなっているのです。だから、これは津軽半島と相談する前に壊れるのではないかと私は思うのですが。

わなの技術を身につけさせるといって、これはかなり広範な職員に身につけさせないと、中でその技術にちょうど能力が適合している人がいればいいですし、配置がえになると、せっかく身につけた技術がむだになるということもありますので、やはり今一番お願いしやすいのは猟友会の皆さんの中でわなの技術も身につけようというお考えを持っていらっしゃる方をふやしていただくということが一番実現させやすいのではないかと思います。

それから、猿の場合は、これは考え方なのですが、有害獣の駆除というのは、権限は市町村長なのです。県の役人がとやかくしゃべるものではないのです。まちの中に出てきて、お年寄りや子供さん、私なんか逃げ足が遅いから、猿につかまるかもしれません、そういう人間に害を及ぼす、あるいは人間以外、例えばペットなどにも、既にカモシカによって飛ばされた犬を持っている方がその辺にいらっしゃるけれども、犬には医療保険がないそうでありまして、かなり高いお金がかかったそうです。そういうことを考えると、天然記念物だから、人間の中に紛れ込んでも黙って見ているという説をなす方が、法律も条例も知らないでしゃべっているとは思えません、指導的な立場にある職員たちがそういうことを言うことに対しては。

私どももこの捕獲をする、あるいは野に放つ、殺す、この判断をする際に非常に慎重にやっているつもりでありますから、単に無差別に人間に邪魔だからやれというようなことでやっているつもりはございません。適切に、できれば人間と共存できるような形にしたいという考えもありますけれども、やむを得ざる時は、その命を絶つということもせざるを得ないという考えであります。

それから、今富士山を清掃する人たちが年間2,000人いて、徐々に富士山がきれいになってい

るそうですね。同じように我々は、富士山は日本一の山ですから、そういう運動があってもいいでしょうが、クマや猿が人間が放置したものによって味を覚えるということを防ぐために、一層入山した際の人間としてのルールを守る立場を、今のところできるのは、せいぜいPR運動しかないでしょうけれども、できれば山へ行ったら、自分の持ち込んだものはきれいに持ち帰りましょうという、そういうリーダーが生まれてくることに働きかけをしていきたいと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 澤藤議員、申し合わせの時間に間もなくなります。お願いいたします。14番。

○14番（澤藤一雄） 大体そういうことだろうと思います。

このモラルを守るということと、あわせて市長には国有林のありようについて、その奥山を余り壊さないようにということも常に念頭に置いていただいて、機会があるごとに国の方に啓発をしていただきたいと、こう思います。この問題については、蛸崎小学校の例もあるように、身に危険が迫ってきているという認識を持ちながら、一生懸命頑張っていたきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

11時30分まで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員が

不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

52番慶長徳造議員を指名いたします。

#### 東 健而議員

○議長（宮下順一郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 新むつクラブの2番手になりました、私は川内の東であります。むつ市議会第189回定例会に当たり、私は市民生活が刻々と苦しくなっている現状に、今行政のとるべき道は何か、提言を交え、事前通告のとおり2項目についての一般質問を行います。なお、前議員の表現と重複する内容がありますが、ご容赦いただきたいと思えます。

まず、第1点目であります、格差社会の拡大と本市の現状と対応についてお尋ねいたします。国と地方の政治のあり方に対する対立が、地方社会の崩壊を招き、さらに政治がウルグアイ・ラウンドによる国の方向性とあり方を見失い、混同してグローバル化政策を導入したことから、今まで我が国に根づいてきた地方社会の経済は麻痺し、過度の人口減少により文化や伝統が消滅の危機にあります。身の回りの余りの急激な変わりように地域で細々と定着して生活している人々は狼狽し、ついていけず、ゆとりもなく、精神的な安全安心を奪われています。

また、770兆円と言われている国の借金により多くの交付金、補助金などを削減、安ければいい、もうければいいという過激な競争放任社会をもつくり出しています。この結果として、地方の雇用機会は激減、消失が進行し、均衡ある国土の発展も全く見えません。このような時代にあって、本市のとるべき道は、やはり1次産業の農林水産業

へのてこ入れと再生、さらに観光産業などによる雇用対策と若者の定着の構想への取り組み強化が緊急の課題であり、不可欠と私は思っております。

さて、むつ市議会第188回定例会で市長は、格差が一体何なのかわからなかったと申しましたが、それから約3カ月たっていますので、聡明な市長のことですから、現段階ではご理解されているものと思います。さらに市長は、人々が自分で選んで格差社会をつくり出しているということを考える時期なのかもしれないとも申しましたが、私はこれらの答弁を聞いて大変がっかりいたしました。

今産業革命に匹敵すると言われるこの大変革の時代に、多くの人々はどうにもならない、国の敷いたレールの上で必死で生き延びようともがき、自分の道を探すために苦しんでいます。この格差をつくったのは、国策のせいであって、私は国民はそれに従わざるを得なくされているだけだと考えています。自分が好んで格差をつくっているのであれば、8年も連続して自殺者の数が3万人を超える現実をどのように受けとめ、説明されるのか、多くの疑問が残ります。したがって、地方の国民は、すっかりさま変わりした国のあり方と生活形態に、自分は今何を考え、どうすればいいのか戸惑い、わからなくなり、苦しんでいるのが本音だと思います。

雇用の場の減少と収入不足、懸念される生活不安は、人々のやる気と生きがいを消失せしめ、地方社会に暗雲をたなびかせています。国策の迷走が国全体に将来不安を生み、つくられた格差の中で行き場を失った若者や弱者と言われる人々が追い詰められている現実があります。だれもがこの社会の中で必死で生きているのであって、選んで格差をつくっているのではないということを強く申し上げておきたいと思えます。

さて、本題に入りますが、市長は今年のキーワ

ードとして、格差を取り上げました。格差拡大と国策の弊害は個人、法人を問わず、福祉依存の末端の分野にまであらゆるところで競争が激化、経済格差、教育格差、人口格差、給料格差、待遇格差、貧富の差など、これが地域社会の細部まで浸透し、その格差が深刻な問題となっていることは周知なされていることと思います。今日に至り、これらの格差を解消するため、国も県も経済界も、ようやくその対策を講ずる必要性に気づき、自民党総裁選挙立候補者まで口にし、対応に迫られています。しかし、どの面からその対策を講ずればいいのか、やることなすことがさっぱりうまく進んでいないのが今日までの経緯だと私は思っております。

前定例会でも申し上げましたが、本市では以前にも増して人口減少に歯どめがかからず、対策もなく、格差の解消も手つかずと言えます。そこで、以下格差社会における本市の問題点など、具体的な市長及び理事者側の対応をお伺いいたします。

まず第一に、格差拡大の認識についてであります。つい最近のむつ市市制施行47周年記念表彰式で市長は、国が示した三位一体改革で、中央と地方に財力の格差が生じていると申しました。行政サイドの格差については、市長は耐え難い受難として、真剣に受けとめていると感じましたが、市民の置かれている現状をいま一度よく見ていただきたい。

私たち市民の回りには、身近なところでさまざまな格差が生じています。じわじわと苦しくなっている現状に、市民は今、議会や市長の対応を真剣なまなざしで見詰めています。例えば油の値上がりにより、気づかなかったところで静かに値上がりしている物価の動向や消費税などの行方、さらにもろもろの税体系がこれからどのようにしていくのか、合併後の4市町村の行方が今後どのようにしていくのか。

また、今議会で上程された市庁舎移転問題についても、視点が市民の目線からかけ離れている現状を非常に憂えている声も聞かれるようになってまいりました。この格差拡大社会について、市長はどのように認識しておられるのか、改めてお尋ねいたします。

第2に、格差拡大の弊害と本市の対応についてお尋ねいたします。本市など陸の孤島と称されてきた地域は、今まで政治的にも経済的にも見放され、例えば原子力政策に見られるように、中央からは少ししか意に介してもらえない、つまはじきにされてきたというのが半島に住む人々の大方の実感ではないでしょうか。合併後、旧むつ市以外ではビジネスの減少が影響し、急激に仕事なくなり、雇用不安から若者や子供たちがどんどん他に移っていく現象が起きています。このことについて、私は今まで再三再四同じような質問をしていますが、市長も幾らかでも心にとめていただいているものと思います。またかと思わないで、聞いていただきたいと思います。

合併以来年金生活をしているお年寄りたちも、我が子が家に戻ってこないのを理由に、心細さが増し、いろいろな悩みを抱えるようになってきました。本年の増税による年金の目減りと台所の直撃は、小さかった心配の種が増幅し、生きがいさえも奪いかねないような暮らしぶりとなってきました。景気のいい時代に成長する我が子のために、せっかく借金をして苦労して建てた家も、支払いが終わらないうちに放り出して、就職した子供のところへ移り住む親たちも多くなってまいりました。それらの多くは、収入不足と生活不安により支払いが継続できず、競売にかけられるなどの措置を受けている人たちですが、それが旧町村部では次第に多くなり、旧市部でも最悪の税金の未払いによる減収につながっているのは、逼迫している財政によりご承知のとおりであります。とめる

ことのできない過疎化の進行に、今行政の住民サービスの何たるかが問われているような気がしてなりません。

一方、中央ではますます人口の集積が進み、景気が上昇したとも報道されています。地方は衰退の一途をたどり、本市では景気回復の実感は全くありません。今小泉改革と言われる構造改革、三位一体改革などによる交付金、補助金の削減、行政の貧富の差の拡大など、すべてで差別化を生み、取り返しのつかない方向へと進んでいるような気がして仕方がありません。この格差拡大の弊害と現実を市政のかじ取りとして市長は手の打ちようがないとお考えでしょうか。

また、将来一家を支える相続人が家を離れている現実を市長はどのように受けとめておられるのでしょうか。このことに本市は、今後どのような対応策を考えているのか、ビジョンが見えませんが、具体的なお所見を賜りたいと思います。

第3に、所得と生活の格差についてであります。私は、今まで何とかして市民の雇用不安、生活不安を解消し、貧しくとも安心して暮らせる生活が保障される対策が何かを考え、本市の将来ビジョンとあり方についてしばしば提言をしてまいりました。繰り返しますが、定着している多くの市民は、裕福でなくてもいい、ぜいたくをしなくてもいい、働いてこの地で安心して暮らせればいいと願っています。しかし、働く場がないので所得がない、また幾ら働いてもパートなどだけでは所得が少ない。今の市民の現状は、生活格差の広がる確率を異常なほど高めていて、高齢者を初め辛うじて労働についている人たちでさえ、さまざまな負担に耐えかね、苦しんでいます。何とかしなければと模索する市民の姿を市長はどのように認識されているか、お答えいただきたい。

次に、第4に教育格差の広がりについてお伺いいたします。大都市と地方の収入の格差は、教育

にも多大な影響を及ぼしています。大都市では、子供たちが生まれて物心がついたころから、競争原理社会の中に取り込まれ、また多くの教育機関に恵まれ育っています。資金力のある人たちの子弟だけが幼児のころから塾通いを始め、英才教育を受け、小学校へ入学するころまでには地方の子供たちと教育の格差拡大は歴然としていて、だれもが認める弊害教育となっています。やがて義務教育に進み、その差が増長され、大学に入学するころになると、英才教育を受けた子供たちと、平均的な教育を受けた地方の子供たちとの教育格差は縮めようがありません。すなわち、子供たちが成人し、世の中に出た後に競争原理社会の荒波に勝ち残れず、多くの子供たちが落胆し、取り残される。教育の機会均等が叫ばれながら、一方ではこのような不均衡な状況がつくられている現実があります。今環境の違いから、本市の子供たちは、教育のいろいろな適性や可能性の選択さえできない状況に置かれています。市民は、生活が苦しい中にも、子弟に高等教育を受けさせようと努力していますが、なかなか容易ではなく、専門学校や大学への進学を断念するなど、教育格差は拡大し続けています。

以前に私は、教育問題を取り上げ、父兄の現状に照らし合わせていろいろと対応を考えていきたいという教育長のご答弁をいただきました。子供を持つ親とともに、市民の一人として大変ありがたいことだと考えていましたが、しかし今、課題は教育委員会の裁量を飛び越えています。学童生徒の減少がとめどもなく進行していて、過疎に拍車がかかり、統合問題は避けて通れないほど一向に歯どめをかけることができません。懸念されるこの問題の見通しさえもはっきりしませんが、このままでは旧町村部では児童の入学がない学校が続出し、また若者たちがいなくなり、お年寄りたちだけの構成となり、学校機能の維持さえおぼつ

かなくなってしまう。本市は、手の打ちようがないでは済まされず、教育行政の存在意義が問われる前に、この教育格差の解消に取り組む必要に迫られているのが現実ではないでしょうか。したがって、就学援助金などは今後も持続させ、奨学金の支給のあり方を再検討されるようにすべきと思いますが、市長及び教育長はどのようにお考えでしょうか。

第5に、地域格差の広がりと対策についてであります。旧むつ市と旧町村部との地域格差を市民は実感しています。合併前、その地で雇用されていた多くの若者たちは、合併後の事業減少による業者の解雇でふるいにかけて、職場を失い、また本市の旧市部へ引っ越ししたものの、大手スーパーの相次ぐ倒産で職を失い、多くは県外へ出稼ぎを余儀なくされていることも市民の多くは事実として受けとめています。解雇を免れた人たちだけがパートなどで辛うじて生活しているような状態が続いています。

前の定例会で市長は、人口減少対策について、若者がいなくなるのは、本人が一回は大都市に出てみたいと思っている。女生徒は都会に出て、向こうの男性に取っつかまってしまうということ为例に出して答弁していましたが、いろんな考え方がありますので、私はそのことに対して異論を挟むつもりはありません。私もそのとおりだと思います。しかし、よくお考えいただきたいとします。その中には、働く場所があり、経済的な理由さえ許せば、地元で暮らしたいと思っている若者も多くいるのです。今まで家にいて、どうにか暮らしていた人たちでさえ、生活の苦しさからどんどん土地を離れていっているわけであります。その受け皿がないことを私は進言しているのだということをご理解いただきたいとします。

私は、家を離れるのは、身近に仕事がないのが一番の原因だと今でも考えています。それがすべ

てにわたって弊害をつくっているのだということをご承知おきいただきたいと思います。これが市長と私の認識の違いであります。この対策などを踏まえた明快なご答弁をお願いしておきたいと思ひます。

さて、現在旧市内の商工、サービス業などにも分け隔てなく市のサービスの提供がなされていると考えています。けれども、最近なぜか旧町村部からの要望事項などがなかなか実現しないなど、サービスの低下が声高になってまいりました。財政が厳しいことは、私は百も承知しております。しかし、合併した以上は同一市民ですから、本市全体の均衡ある発展のためには、それなりの配慮も必要と考えます。市長は、それなりの目配りをされているということは評価しますが、私はそろそろ市長から旧市部と旧町村部の均衡ある郷土をつくるための地域格差の拡大に歯どめをかける格調高い手だてをお聞かせいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、表題の2点目ではありますが、認定農業者制度と自立促進計画についてお尋ねいたします。去る6月14日のことではありますが、国会において農業者の担い手を育て、経営を安定させるための農業者担い手経営安定新法が可決成立いたしました。これは、農業の担い手の救済対策として、げた対策とならしと言われる対策の2本立てになっているものでありますが、これがなかなかわかりづらい。げた対策は、外国からの輸入農産物と国産の価格差を補てんする生産条件不利補正対策というものであります。ならし対策は、農家の収入の変動影響緩和対策という非常にわかりにくいものでありますが、この2種類が対策の基本となっています。この制度は、平成19年4月1日から施行されることになりました。しかし、この中身を見ますと、今までの農業で生計を立てている者を守るという立場から相当かけ離れ、既存の農業者

にはなかなか理解しがたく、今までの農業に対する考え方から、大転換を迫られているように感じられるものであります。すなわち具体的には、個人営農を目指す人には4ヘクタール以上、集落営農を目指す団体には20ヘクタール以上の耕作地に着目し支援する、という枠がはめられています。また、すべての農家を対象にするのではなく、今まで戦後から続いてきた品目横断的な経営対策による価格対策も大転換を迫られます。これに照らし合わせて考えてみますと、現在の下北の農業を見たとき、平たん地ばかりではなく、それこそ中山間地農業が実態であります。今や広大な土地も荒れ放題となり、旧川内町には約770町歩以上の土地がありながら、その耕作放棄地も目立って多くなりました。

また、本市では非農地化も急激に進んでいますが、農地を借り上げ、共同経営を模索するなど、新しい農業への取り組みも、野平、褰川などの地区を中心に土地の利用による認定農業者を目指す農家も誕生しています。この制度を利用するには、現在の高齢農業者は担い手である若者の農業離れが加速している現在、認定農業者として継続には大変困難を極めていると伺いました。農家では、生活と営農の将来不安も加わり、これからの未来に投資をすることに多大な困難がつきまとい、二の足を踏んでいる方々もいます。また、この制度を利用した農村の活性化には、零細副業農家の切り捨てをするという側面もあります。農村の活性化、産業の振興と創造、若者の定着促進と雇用の場の確保の面から積極的な取り組みができないものか、たとえどのような仕事でも生活費を稼ぐことができれば人々は定着するし、集まります。土地利用に根ざした農業行政について、本市の現状と取り組みについて、以下7項目についてお尋ねをいたします。

まず第1に、補助金の割合と農業の振興策につ

いてであります。平成19年度からの品目横断的、経営所帯安定対策によれば、その補助金の額は現状に照らしてどのように変わるのか。また、荒れ放題となり、見向きもされなくなった耕作放棄された農地に対して、国と県が後押しをしようとする制度はどのようになっているのか。これからの合併後の本市としての農業振興と就農による雇用の姿が全く見えませんし、一般の農業者にはなじみが薄く、大変わかりにくい制度であります。農業者への周知はどのように進められているのか、また本市はどのように対応されるのかお伺いいたします。

第2に、鳥獣被害による抜本的な対策についてであります。農作物の品目などの地域に植栽されたものに対して、クマや猿、カモシカなどの鳥獣被害を受けやすい品種の場合、例えば麦や大豆、バレイショなどにはどのように対処していくつもりかご説明いただきたい。

第3に、認定農業者制度の条件についてお尋ねいたします。条件には、設備投資、年齢制限なども加わるのか、飛び地でも面積が確保されていればいいのか、従事者は農業者でなければならないのか、また一般の人でもいいのか、条件がどのようになっているのかお伺いいたします。

第4に、収穫の最低保証についてどのようになっているのかお伺いいたします。荒廃した不耕作地から収穫と生産可能な農地への転換には、土壌の安定化に最低3年から5年かかると言われています。この間の農業従事者の生活維持保障が大きな課題であります。大規模営農には、農業者の間では、下北にはなかなか根づけない、兼業農家の切り捨て政策だと疑問を呈する声も出ています。今後この制度を定着させていくための指導と補償はどのようになるのでしょうか。

また、収穫された後、作物のその販売方法と販売責任、最低保証などは確立したものはあるのか

どうかお伺いいたします。

第5に、制度に対する希望者への説明についてであります。この農業の担い手を育てる制度について、できれば利用したいと考えている人も多いと思います。しかし、安定した収入に結びつくのでなければ、だれもやりたくない考えるのが当然のことで、まずその前に参画する、しないにかかわらず、希望者には1回だけでなく、それなりの回を重ねて納得のいくような懇切丁寧な説明がなくては、なかなか理解が得られないと思います。この対策についての行政側の説明責任と今後の対応について、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

第6に、農業従事者の組織化と耕作面積拡大対策についてであります。集落営農とその組織化は、現在どのようになっているのでしょうか。進展性はあったのかどうか、ご説明いただきたいと思えます。

いろいろな情報を集めると、農地を開墾するときや、農地を拡大し作物を植える際、さらに収穫するときの農業機械のオペレーターとして若者たちを雇用するという取り組みも見られます。本市にとっても画期的な取り組みであり、いかなる職業でも生活の安定を目指すことは若者たちに夢と希望を与えることとなります。ぜひ農業従事者の組織化を急ぎ、耕作面積をふやす仕組みづくりを推進すべきですが、さらに若者の定着に視点を移し、わずかでも制度を活用した雇用対策を考えることができないものでしょうか。万難を排し、この制度を根づかせるべきであります。本市の対応をお伺いいたします。

最後に、農業再生についてお尋ねいたします。本市の場合は、個人的にはそんなに多くの農地を所有している人は少なく、それに田畑を復活させるにしても、お年寄りだけが多いことから、この制度は遅過ぎました。それに前段でも述べさせて

いただきましたが、耕作面積をふやすにも、過去に田畑だった農地には杉や松、カラマツなどの木が植林され、今では大木になって非農地化が進行しています。これをもとに復元するとなると、伐採から木材の売買、農地の整地、土づくりなど、大変な労力と年数がかかります。できれば今までの減反をすれば補助金がもらえるという、どう考えもおかしな農業政策ではなく、農業再生に対して援助をするという方法に方向転換をすれば定着の可能性が高まります。たとえそれが可能としても、若者の農業離れからの現実から、若者を農業に引き戻せるかどうか成功するかしないかのかぎになると思います。これらの難題を克服できるかどうか、今その対応が試されています。そして、これからの本市の農業再生の可能性について、市長はどのようにお考えでしょうか。前向きなご所見を賜りたいと思います。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東議員のご質問にお答えいたします。

今日格差社会のマイナスの部分の部分が連日のようにマスメディアで取り上げられ、そしてこれを招いた張本人と言われる小泉首相が間もなく5年余の長期政権に幕を引きます。

格差社会というものは、かねてから申し上げているように、何も小泉政権によってもたらされたものではなく、人間が共同で生活したときから存在し、ある意味ではそのことが生活の質を高めるエネルギーになった面もあると思っております。

格差の状況を示す数値にジニ係数というものがあります。これは、北欧が特に高い。アメリカもジニ係数10ぐらい、北欧は25ぐらいまでいっている。フランスがマイナス2で、ここが最高にいいのです。こういう係数を使って格差というものを

見ますと、小泉政権が5年もやったから格差社会が拡大したと、こういうことにはならないという論調が今出てきております。そして、我々の土地が格差の差のうちの悪い方の地域であるということは、これはもう数十年前から我々自身が肌を感じてきたことであり、小泉さんが三位一体改革やったから急に悪くなったというようなものでもないようで、もともと社会的なインフラが経済的にも、政策的にも非常に低い状況にあった。それで、我々の土地のすべてを考えるとということを、これは必ずしも正しい手法ではないというふうに私は考えます。ただし、東議員がおっしゃいますように、格差を雇用、所得、教育などに限定してとらえれば、格差は確実に存在し、広がりを見せつつあります。この点につきましては、東議員と共通の認識であるということをお尋ねの項目についてお答えしてまいりたいと思います。

大きく五つの項目、すなわち格差拡大の認識、格差拡大の弊害と本市の対応、所得と生活格差、教育格差、地域格差の広がりと対策に分けてご質問いただきましたが、教育格差については教育委員会より答弁があると思いますので、私は残り四つの項目について、それぞれ個別にというより、お互いに関連する性格のものと思いますので、一括して考えを述べてみたいと思います。

東議員は、今日の格差社会を招いたのは国の政策、あるいは制度の運用がその根源にあるとおっしゃっておられますが、確かに教育や医療面において、そうした指摘が当てはまる部分もありますが、すべてが国策による弊害ではないと考えます。例えば雇用と所得の面をとらえてみれば、今日かつてないほどの景気に支えられている自動車産業や家電産業は、その多くが中部圏や九州地方に工場を建て、増産体制に入り、雇用の創出にも貢献しておりますが、実態は従業員の半数近くがいわゆる非正規社員で、年金の手当てもしてもらえず、

正社員の半分の給料で正社員と同じ仕事をしているのが現実であります。こうした状態は、私どもの地域にも当てはまることではあります、国の政策というより、企業の論理が強く働いている結果であろうと考えます。企業は、徹底してコストを削減します。基幹となる工場の近くに関連する部品工場等を建設するのもそのような考えに基づくものであり、そのことが私どもの地に事業進出の目を向けてもらえない背景の一つとなっているわけであります。

企業の進出が思うように進まないむつ下北地域の雇用情勢は、中央の好景気とは裏腹に一向に改善の兆しが見えません。そのことが農林水産物価格の低迷と相まって、平均所得の低下に結びついていると考えております。所得が思うように伸びなければ、あるいは先の予想が立てにくければ、子供の進学など、教育を受けさせる選択肢もおのずと狭めて考えざるを得なくなりますが、今がまさにそのときであり、極めて深刻な状況下にあると認識しております。

また、東議員は旧町村部において、合併後に仕事が減ってきたことや仕事を求めて家をあける人がふえ、年金生活をしているお年寄りが寂しさを募らせてきたことも強調されておりますが、合併による心理的な影響が全くないとは言えませんが、ちょうど地方交付税の削減措置や公共事業の削減政策がとられた時期と合併の時期が重なったことが大きな要因であると考えております。しかも、これによる影響は、全国の自治体に及んでおりますので、下北地域に限定して、殊さら合併による弊害だという物言いは、当てはまらないものではないかと思えます。むしろこのことを市民の皆様へ懇切丁寧にご説明していただければ、私が望んでいる協調の意識もおのずと高まってくるのではないかと考えます。

いずれにいたしましても、閉塞感に覆われたこ

の地域にとって、雇用の創出が一番の漢方薬になるという考えは、東議員と同様であります、このことも毎回繰り返しの答弁になりますが、一地方自治体のとり得る政策には限度があります。小泉首相の5年間の在任期間において、巨額の不良債権を抱えていた銀行を公的資金を投入して立ち直らせ、アメリカや中国の好景気に支えられて戦後最長と言われる景気がもたらされましたので、新しくなれる首相には、その恩恵がいち早く地方にも及ぶような政策を打ち出してほしいと切に願うものであります。

加えて東議員がおっしゃるように、私どもの地域は農林水産業の再生と観光産業の育成なくしては自立もおぼつきませんので、議員の皆様を初め市民の方からも知恵をいただきながら地道に取り組んでいかなければならないと考えております。東議員には、定例会のたびに雇用にかかわる具体的かつ明快な対策を求められておりますが、事雇用に関しては半年や1年で、その方針を示せるほど簡単なものではないということも議員ご自身が十分承知していらっしゃると思いますので、今回もこのような答弁にならざるを得ないことをご理解賜りたいと存じます。

4点目の教育格差につきましては、教育委員会から答弁があります。

次に、東健而議員の認定農業者制度と自立促進計画についてのご質問についてお答えいたします。

ご質問の第1点目は、補助金の割合と農業の振興策についてであります。品目横断的経営安定化対策であります、現行の対策が米、麦、大豆等にそれぞれ品目ごとに価格補てんされているのに対し、今後の対策では品目ではなく、経営全体に対する補てんを行うという意味で品目横断的と呼ばれておるものであります。対象となりますものは、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイ

シヨの5品目であります。対策は、いわゆるげた対策として、米を除いた4品目について作付面積、品質に対する支払いと、ならし対策として、価格変動による農家収入の減少に対する支払いの二つで構成されております。例えば過去の大豆、麦による基準収入が1,000万円であったものが800万円になった場合、格差200万円の9割、180万円が支払いとなるものであり、品目個々に支払われるのではなく、あくまでも経営合計で算出されるものであります。

耕作放棄地についてであります。耕作放棄地の発生防止と農地の多面的機能を継続的に発揮させるための集落等の活動に対し、中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、支援することといたしております。

また、地域ぐるみで農地、農道等の資源を保全しようとしている組織に対し補助するための農地・水・資源保全向上対策事業の実施に向けて検討を進めております。

ご質問の第2点目は、鳥獣被害による抜本的な対策についてであります。当市において収穫目前の農産物が被害を受け、農業者の経営意欲や被害防止対策への意識の低下等をもたらしております。農産物に大きな被害を与えている鳥獣は、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマであり、ニホンザルとカモシカについては防護電気さくの設置や追い上げ等で対応しておりますが、出没地帯が拡大傾向にあることから、特定鳥獣保護管理計画に基づく土地区分等を進め、保護と被害防止に努めてまいりたいと考えておるところであります。

ご質問の第3点目は、認定農業者制度の条件についてであります。認定農業者制度は、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けてさまざまな支援措置を講じていくものであります。認定農

業者の条件は、性別、年齢は問わず、市の基本構想で示された年間農業所得330万円、1人当たり労働時間2,000時間程度の水準を実現できる農業経営を目指す方で、兼業農家やこれから新規就農を希望する方、面積要件が問われていないため、経営規模や所得の小さい農家でも一定の収入がある農業経営を目指す方が認定の対象となります。現在市においても58名が認定されておりますが、今後も認定農業者の確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えます。

ご質問の第4点目は、収穫の最低保証についてであります。農産物は農協等を通じた系統販売が一般的であり、販売方法、販売責任、最低保証に関しましては、確立したものはございません。

ご質問の第5点目は、制度に対する希望者への説明についてであります。認定農業者及び認定農業者候補者に対する説明会は、むつ市担い手育成総合支援会議が中心となり、下北地域県民局地域農林水産部普及指導室とともに昨年市内6会場において実施しております。また、品目横断的経営安定対策につきましては、農協等関係団体による啓蒙活動のほか、現段階で品目が限定されていることなどから、むつ市担い手育成総合支援会議が主体となり、認定農業者候補者等に個別相談の実施や県及び市の広報を通じて実施に努めているところであります。

ご質問の第6点目は、農業従事者の組織化と耕作面積拡大対策についてであります。集落営農組織につきましては、転作集団を中心に市内に組織されており、今後は未設置集落等を対象として既存の農事実行組合など、集落組織を通じて組織化の検討を進めてまいりたいと考えております。集落営農組織や認定農業者が規模拡大する場合、農業委員会が実施している農地あっせん事業や農地保有合理化法人が実施している農地売買等事業の活用が考えられます。

ご質問の第7点目は、農業再生についてであります。当市においても、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、農家の高齢化、後継者不足など、農業生産に大きな影響を及ぼし、農村地域における活力の低下が懸念されております。このような状況の中、消費者等のニーズ、他産地の動向などを的確にとらえ、それを経営に生かすことや土地利用集積による規模拡大を図るなど、今後とも農業所得を向上させていくことは十分可能であり、既にレタスやイチゴなど、新しい作物への取り組みが見られ、当地域の夏季冷涼な気候条件や広大で肥沃な土地の立地条件を生かし、稲作と施設野菜、また畜産と野菜など、経営の複合化などによって経営の改善を進めていくことが地域農業の活性化につながるものと考えておるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 東議員のご質問の4点目、教育格差の広がりについてお答え申し上げます。

大都市と地方の経済的格差に伴う教育環境への影響は、東議員が指摘するとおりでありまして、むつ市におきましても、厳しい経済状況の中、保護者の方々が教育費の捻出のためにご苦労されていることは十分承知しているところでございます。

このような中、教育委員会といたしましても、義務教育の円滑な運営を図るため、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給いたしているところでございます。この就学援助費は、学校納付金のほとんどを賄えるほどの額となっており、認定基準及び支給項目、単価ともに国で示した基準を遵守しております。昨年の平成17年度からは、国の補助制度のうち準要保護児童生徒援助費が廃止となったところでありますが、むつ市といたしましては、日常

の学校生活に影響が出ないよう、市単独で学用品費、給食費、修学旅行費などの全額を支給いたしているところでございます。

また、奨学金についてでございますが、むつ市に居住する方の子弟で高等学校、短大、大学、専門学校等に進学している人に対しまして、就学に必要な学費の一部として貸し付けをしているところであり、合併後の平成17年度におきましては、旧市町村の貸付金額を見直し、高等学校には月額1万5,000円、高等学校以外、すなわち大学、短大等には月額3万円を貸与しているところでございます。

教育委員会といたしましては、経済的理由による教育格差が少しでも縮小できるよう就学援助制度及び奨学金貸与制度を維持していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） ただいま市長の答弁を承りましたけれども、格差の問題については、私よりも相当認識度が高く、真剣に受けとめておられるように感じました。十分ご承知のようですので、私たちも本当に安心いたしました。しかし、どうも格差社会に対しての答弁の中で、まだ物足りないところがございます。

私は、今まで議会で何回もうるさいくらい地方の衰退と雇用対策を取り上げてまいりました。しかし、どうも雇用、子供たちの雇用、また一般の市民の中で雇用にあぶれていると、そういうふうな人たちに対しての対策が全く感じられないわけです。そこで、その質問に対する対応策が少し不足のような感じがいたしますので、部分的な問題になるかと思っておりますけれども、その点を二、三点、再び質問させていただきたいと思っております。

まず、先ほど市長は、この急激な衰退の原因は小泉改革ではないと申しました。そうすれば、私が考えているのは、特に旧市部ではなくて旧町村

部の子供たちです。子供たちが、今遊んでいる人たちが大分いるわけです。この雇用のための対策というのは、行政ではやっていただけないものなのか。また、この旧町村部が旧市部と比べて相当衰退、衰弱しているわけでありませけれども、この原因について市長はどのように受けとめておられるのか、まずこの点をご説明いただきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私が市長に就任したのは、昭和60年であります。今から21年前ですが、そのとき既に一つの、岐阜県の杉山という方が経営する衣料を下北でつくって、岐阜の駅前ごらんになったことがある方はご存じでしょうけれども、岐阜の駅前には衣料問屋がずらっと並んでいる。ここへ韓国や中国の人たちが2人、3人と組んで、大きなふるしきや袋を持って仕入れに来るのです。そういう昭和58年、あるいは昭和60年といった時期に縫製産業が、東南アジア向けの衣類を縫う産業が来ています。その後は電子産業が入ってきてあります。平成3年には、エイワという会社が来ました。それから、同じ平成3年ですが、むつ新鋭産業、これは椋山に来ておりますが、当時としては非常に新しいものをつくっていたのです。ところが、その後台湾、中国の安い労働力が日本並みのものをつくれる、日本でも給料の安いところだということでわざわざ下北に来たのです。下北の人たちの給料よりも安く同じレベルのものをつくれる。撤退していきました。今いわゆる誘致企業で残っているのは、昭和42年にむつ市に来ました当時のアツギナイロン、今はアツギむつと言っていますが、このくらいなのです。

県内の誘致企業を見ましても、平成8年から大体平均して5社ぐらいは来ています。この中には、例えばレンズ、カメラといったような極めて新しい技術を使って、デジタルカメラの部品をつくる

といったような企業が来ております。しかし、もう下北の労働力に魅力がないし、先ほど名古屋のことを申し上げましたが、基本になる工場があると、その周辺に部品をつくる工場ができていく。こういうふうな企業の連携がうまくいけば、今中部電力というのは、電力10電力と言っていますが、この中でも九州電力にシェアを取られたというので大分慌てていますが、それほど悠々とやってきたのが中部電力。

産業構造が地域によって変わってくるというのは、例えばトヨタが本来は愛知県でやっていなければならないのが、わざわざ北海道に工場を持ってきた。なぜ持ってきたか。企業城下町と言われるところは、まず学校をつくって、病院つくって、道路をつくって、そしてそこに工場をつくる、そういうことをやってきたのが、今はそれをやらなくていいやと。北海道出身の従業員が多いというのでトヨタは苫小牧に工場を持ってきた。経営者の発想が自由自在になっているのに、市長が先頭になって企業誘致やれといっても、今はなかなか打率が上がらないのではなくて、全部三振しかできないような状況になってきておる。これは、旧むつ市で私がやった仕事も四つあるのですが、四つとも全部もう撤退です。この中で何をやるかという、結局先ほど来二つ目の質問でお答えしておりますような農業の活力をふやすと、野平のような農業に着目していかなければならない。

私、19年農協の組合長やって、蔬菜生産部門に少量多品種栽培をやってくれと。これは、県の経済連が主導した農業なのです。なぜ少量多品種という考え方になるか。市場間、いわゆる産地間競争で負けても、少量であればけがが少ない、多品種であれば、その中で当たり外れもあるけれども、当たるものも出てくるだろうと。19年の農協組合長のうち、ずっと提唱して、野菜部会、蔬菜部会という部会でもしつこく3反歩ぐらいずつ出して

組んでやってくれないかと提案しましたがけれども、ついに実現しませんでした。理念で農業はできないと痛感して19年でやめてしまいましたけれども、しかし今農業が日の当たる部門になってきている。中国野菜などといったようなものは、中国は今逆に日本の野菜等に制裁を加えると言っていますけれども、中国では無差別に農薬を使ったものを日本が輸入ストップかけた、今その反動が出てきているわけです。中国は、労働力の安いところ、それから土地の集約が進んでいる。こういうような状況の中で我が国は今生き残らなければならぬし、そのためにインドが、日本の中小企業の経営者にインドに来てくれという要請に来ているわけでしょう。日本の工場生産、小さな工場生産というのがインドにとっては今最も魅力のある産業になりつつある。我が土地にはそれもないのです。世界の産業構造が大いに今変化しつつあるという中で、企業誘致一つを考えてみましても、我々の土地は、その優位性が一つもない。

悲観論だけ言っているてもしょうがないわけです。野平が成功しているのです、野菜では。かつて野平で何やっていたか。福神漬け用の大根だけです。今レタス、それからイチゴといったような、これまで野平に入植した当時考えられなかったようなもの。レタスというのは、長野県が一番生産量がいいわけです。その技術を下北に持ってきたら、長野よりうまいのができるということです。こういう着想を、そしてそれを実現させる努力、今我々がしなければならないのは、そのような努力をしようとする方々に対する支援ということではないだろうか。精神的にも技術的にも、経済部の職員たちが県のかつての営農指導、それから作物の指導をしてきたセクションと力を合わせて新しい技術をどん欲に取り込んで、それを金にかえるという努力と結びつけていく、こういうことが本当の意味で必要なのではないだろうかと思ってお

ります。

○議長（宮下順一郎） 13番、申し合わせの時間が過ぎました。ご協力をお願いいたします。

○13番（東 健而） 議長のご配慮にお礼を申し上げます。

もう終わりだということですので、締めくくりといたしまして、今回の質問は、ちょっと回りくどいようなことばかりでございましたけれども、市長のご答弁の中に大分勉強の跡が見られました。もう少し質問したいのでありますが、時間もたないようですので、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） ご協力ありがとうございました。

これで、東健而議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時36分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤敬作議員

○議長（宮下順一郎） 次は、大澤敬作議員の登壇を求めます。23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） むつ市議会第189回定例会に当たり、川内出身の大澤敬作です。会派は、日本共産党であります。これから、まず最初に演壇から一般質問を行います。

質問事項の第1は、漁業問題についてであります。干しナマコ、イリコという話を今聞いてきたのですが、それは前回の質問の中でも取り上げました。ホタテの養殖、そしてアカガイの養殖など、東奥日報の2月26日の1面に出ておりましたの

で、それは全般的にやりましたけれども、今回の場合には、中国の人口の多い状態の中で、中国の需要に応じ切れない、そのために陸奥湾の宿野部、蛸崎の沖合でナマコの養殖が可能かどうかという実態調査をしまいいりました。前進的な答弁もありましたので、その点について、漁業問題のナマコの栽培はどのようにやられるのか、宿野部、蛸崎沖のナマコの養殖が可能だと聞いてきたけれども、どのような形で取り組もうとしているのか答弁を求めるものであります。

第2は、介護保険についてであります。保険料は値上げされ、合併推進のため、サービスは高く、負担は軽くと言ってきた我が党の工藤孝夫議員に答弁してきたが、4月からの値上げ、大畑地区は評価すべきものがある。これは、介護保険の値上げが一番低いし、介護保険料が低い。それに合わせた形で、大畑地区並みにされないのかどうか、この点を市長にお尋ねをしておきたいと思えます。

さらに、この問題は介護保険に絡んでのことでありますので、介護ベッド、車いす、ヘルパーなどの取り上げをやめてもらいたい。この点については、理解できる答弁をしていただきたいのであります。

第3は、交通安全についてであります。国道338号大湊駅前のことであります。田名部方面にあの駅前から来るには、見通しが50メートルあるかないか。そこを田名部方面に行くには、相当神経を使います。事故の危険があります。そういう点で、特に外部から来た、青森から来た電気工事の業者がとまっている車に、急ブレーキをかけたけれどもぶつかった、こういうこともありますので、この点についてはどのように対応するのか。警察に行きましたら、警察では、あの川内方面に行く方向に信号が200メートル以内にあるので、信号をつけるとか、そういうことはできません、

こういう回答でありました。そういう状態でありますので、大湊駅前の、田名部方面に行くときに交通事故が起きるといった可能性がありましたので、これについては、起きないようにしていただくために、環境整備をする行政の側が、「ここは大湊駅がありますので、スピードを落とせ」とか、そういう看板をつける必要があると思えます。その対策方についてお答えを願いたいと思えます。

第4は、雇用対策についてであります。前の議員もそういうことで質問をして、市長は困難中の困難だというような言い分でありましたけれども、確かにそのとおりだと思うのです。そのとおりだとは思いますが、このまま放置はできない。なぜならば、仕事がないくらい社会にとって恐ろしいことはない。現在も毎日のように報道されている、あの犯罪の中身を見ると、放置できない状態でありますので、せっかく合併されたのでありますから、市長、仕事をふやすという、子供たちが中学校になるといって、もう仕事の心配をしななければならない。子供も親も、そういう状態でありますので、これについて非常に厳しい状態ではあるけれども、仕事をふやすために、その施策方を伺って、以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 大澤敬作議員の川内のナマコ養殖の取り組みについてお答えいたします。

昨年9月のむつ市議会第185回定例会及び前回6月の第188回定例会におきましても、同様のご質問にお答えいたしましたことから、答弁内容がこれまでと一部重複することをご了承いただくと存じます。

川内地区のナマコ増殖の取り組みについては、資源の維持増大を図るため、川内町漁協青年部が平成11年からナマコ資源量調査や禁漁区の設定、

小型ナマコの漁獲制限等に積極的に取り組んでまいったところでもあります。こうした活動の積み重ねによって、平成17年のナマコの漁獲量は300トン程度に増大し、単価上昇もあって、漁獲金額は3億1,600万円とホタテ貝と並ぶ川内地区の代表的な漁業として定着しつつあります。

川内町漁協では、ナマコの付加価値の向上を目指し、干しナマコの製造を平成11年から開始し、平成17年には中国への輸出を中心に販売金額が1億4,000万円にまで増大したところでもあります。

また、ナマコの増殖につきましては、平成11年度から平成15年度にかけて、県が事業主体で整備してまいりました田野沢地先から桧川地先にかけて増殖場の整備を実施してきたところでもあります。これらの成果を踏まえ、平成17年度から2カ年の継続事業で宿野部地先から蛸崎地先にかけて増殖場を整備中であり、本年度は長浜地先から蛸崎地先の約2.2ヘクタールの増殖場が整備計画されているところでもあります。

さらに、宿野部地先や長浜地先においては、国の外郭団体である財団法人漁港漁場漁村技術研究所がホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成実証調査を実施中であり、本調査でもホタテ貝殻に稚ナマコの生息が確認されていると伺っているところでもあります。市といたしましては、県などと連携しながら、川内地区のナマコの増殖対策を進めるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険料の増額についてのご質問にお答えいたします。介護保険料の改定については、むつ市議会第187回定例会におきましてご審議をいただき、本年4月1日から実施しているところでもあります。保険料の改定に当たっては、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間における事業量を予測し、その期間内の介護給付を賄うための保険料の増額をお願いしたものであります。

であります。

議員ご承知のとおり、介護保険特別会計が設置されている趣旨は、他の行政経費と区別し、介護給付に要した経費はすべて保険料と法律で定める国及び県の負担金等並びに一般会計の繰出金で賄うこととされており、それ以外の繰り出し等の収入は認められていないと理解しております。したがって、介護保険制度は、適正な保険料の徴収によってのみ健全な維持が可能となるものと考えております。

参考までに申し上げますと、平成18年7月末現在の各地区における要介護認定者に対する利用率は、川内地区が96.2%、大畑地区が90.7%、脇野沢地区が89.9%、そしてむつ地区が88.9%となっております。議員のご質問は、市独自の減免ができないかとのことではありますが、市では低所得者の方々への対策として、昨年度までは5段階の所得段階別保険料であったものを、今年度からの第3期介護保険事業計画期間において6段階方式に変更し、低所得者に対する施策の充実を図っております。さらに、本年4月に税制改正が行われたことにより、その影響を受けるの方々に対しましては、本来の額に一定割合を乗ずることにより2年間の保険料を低く抑える激変緩和措置をとっているところでもあります。また、震災や火災等の災害、あるいは著しい収入の減少等により保険料の納付が困難な場合には、徴収猶予、または減免の制度の活用もできることとなっております。以上のことから、これ以上の減免措置は講ずるべきではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、交通安全についてのご質問にお答えいたします。ご質問の趣旨は、国道338号の大湊駅周辺におけるカーブの見通し改善について、特に大湊駅から国道に出ようとする際に田名部方向に右折しづらく、駅の手前側の国道沿いに道路案内板

等を設置してほしいとのことであろうかと思えます。この国道338号は、片側1車線の幹線道路であり、むつ市街地を横断し、川内、脇野沢地区に向かう特に重要な基幹産業道路でありまして、大湊地区の沿線は、駅を中心に商店街が形成されており、交通の流れは田名部地区に向かう車両のほか、恐山道路に向かう車両、大湊地方総監部を經由し、湯野川、佐井村、大間町へ向かう下北周回の車両等観光道路の役目も果たしているところであります。

同国道338号の交通規制の現状を見ますと、むつ市街地から桜木町までは規制標識等による最高速度40キロメートルの指定がなされておりますし、道路標示である黄色の中央線で区画される、いわゆるはみ出し禁止等の道路形状に即した交通規制が行われているところであります。大湊駅から国道へ出る左折、右折行為につきましては、青森銀行大湊支店前が急カーブで見通しが悪いうえに、車の流れが切れ間の短い状態が続き、非常に出づらい状況にあることは私も十分承知しているところであります。そこで、大澤議員ご提案の駅の手前、青森銀行大湊支店の国道沿いに「大湊駅あり スピード落とせ」の看板を設置してほしいとのことについてであります。交通安全施策につきましても、これまでも関係機関等とも十分協議、検討のうえ進めてきているところであります。この区域もその一つとして協議の俎上に乗せているところであります。

道路案内板等の設置につきましては、道路の形状、交通量及び標識、案内板の効果性等について相応の広域性を持たせ、分析評価しながら、道路管理者等関係機関との協議、検討を経て措置されるものであります。

国道338号大湊地区における現在の道路交通状況を見ますと、交通規制が十分なされておりますし、道路管理者による大湊駅の表示看板も道路案

内板として設置されていること、またこれまでの経過としても、同区域においては交通事故の発生事案がないことなどから、さらなる措置は現段階においては必要がないものと判断いたしているところであります。

そもそも大湊駅前に限らず信号機のない十字路、丁字路等においては、交通規制標識のあるなしにかかわらず一時停止、左右等の安全確認、徐行が原則であり、その遵守はもちろん、譲り合いの精神、子供と高齢者に対する目配りを実践励行するマナーの涵養が根本的施策として大切であり、職場や地域及び家庭において一人一人の心構えを強固にしていくことが何よりも必要なことと思っているところであります。したがって、本市といたしましては、今後当該区域における交通状況について経過観察を強めつつ、むつ市政だより並びに交通安全広報車等によりまして、交通ルールの遵守、交通安全に対する意識の喚起及びドライバーのモラル向上について関係機関との連携のもとにさらに強く呼びかけてまいる所存でありますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、雇用対策についてであります。大澤議員におかれましては、昨年の6月定例会及び9月定例会におきましても同様の趣旨のご質問にお答えいたしましたところであります。答弁内容がこれまでと一部重複することをご承願したいと存じます。

雇用創出は、私といたしましても喫緊の課題であると認識いたしておるところでありまして、国や県など関係機関との連携を図りながら、総体的に取り組んでおるところであります。その取り組みの主なものとして、青森県が国のモデル事業として行っております若年者を対象としたジョブカフェあおもり事業や、国が平成17年度から実施しております地域雇用創造の核となる産業による新

たな雇用創出を支援する地域創業助成金制度が挙げられております。ジョブカフェあおもり事業では、県内の各商工会議所や商工会に情報収集調査員を配置して、若年者の求人開拓に努める地域・企業との連携推進事業のほか、県の重点推進産業分野等で特に雇用創出が見込まれる職種を選定し、大学、研究機関、企業、商工会議所等との連携のもとに人材育成実証事業を実施しております。このほか各種セミナーや広報事業など25項目にわたる多くの事業を行っており、おこなっております。

また、地域創業助成金制度であります。これは国が実施しております地域雇用創造支援事業のメニューの一つで、創業経費や雇入れの一部を助成し、雇用創出を図る制度であります。この助成は、原則としてサービス10分野と称して、個人向け、家庭向けサービス等10分野に区分した地域貢献事業が対象となっております。各市町村が重点産業の分野を設定することで対象に加えることができるものとなっております。

本市の場合では、市の基盤産業である農林水産関連分野の設定が考えられるところであります。昨年9月定例会のご質問の際には、この重点分野の設定に関して、市内部で検討している段階との説明をいたしました。今年7月、むつ商工会議所、川内町商工会、大畑町商工会及び脇野沢商工会に市を加えた5団体で構成するむつ市地域雇用創造推進協議会を組織し、この重点分野を自然の恵みを生かした産業活性化分野として設定し、日本標準産業分類の中分類に定める食料品製造業、飲食料品小売業及び一般飲食店の各業種を本年10月1日から対象に加えるべく現在国に対して申し入れ中でありまして、この制度を活用した地場産業における新たな雇用創出に期待をいたしております。今後におきましても、これらの事業を活用しつつ、国・県、関係機関と

市が一体となった雇用対策を進め、雇用環境の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） ナマコの養殖については、それに着工する、そういう考えを表明されましたので了解したいと思います。なるべく早目にナマコの養殖が可能で、そういう状況をつくっていただきたいと、このことを要請も含めて了承したいと思います。

次に、介護保険についてであります。介護保険は、この4月からの基準月額、これは我が党の共産党の議員団長をやっている工藤孝夫議員の質問の中身でありますけれども、4月からの基準月額、これには川内地区が700円、18.4%アップして4,500円、年額5万4,000円、大畑地区は2,870円、月額4,100円、年額4万9,200円、こういうことでありますので、大畑地区並みに、ぜひとも高齢者のためのそうした免除の問題、これについて工藤孝夫議員が質問したように、それを参考にして取り組みをしていただきたい。この点をお答え願いたい。

なお、ちょっと介護保険の問題に関連するけれども、非常に緊急課題でありますので、これについては質問の冒頭でも言いましたように、緊急要求として介護ベッド、車いす、ヘルパーなどの取り上げをやめるように、この点は要請も含めてご検討を願いたい、そのように考えておりますので、ぜひともこれにこたえるようにしていただきたいと思っております。

それから、国道338号の大湊駅の田名部寄りに来る場合、その横断をする際に、見通しが50メートル以内という状態です。これについては、ほかから来た人は、大湊駅があるということをはかからない。そういう状態で私も街頭演説やっておいたら、25メートルも急ブレーキをかけて、青

森の業者ですけれども、ぶつかった。ここには大湊駅があるのです。したがって、むつ方面に行く場合には危険がないような、そういう表示を、警察では行政で対応してほしいという、そういう答えも出てまいりましたので、ぜひともそういう点で事故の起きないうちに対応をしていただきたいが、これについてお答え願いたい。具体的には、警察の方では、川内方面に行く場合には、200メートル以内にも信号があるので、信号をつけるというようなことは困難だと、こう言っておりますので、ぜひとも今言ったような方向で改善されるような、そういう対応をしていただきたいと。これには、環境対策課に行って相談したらどうですかという警察のアドバイスもありますので、ぜひそういうことをやって交通事故のないような方策方をとっていただきたいと。このことについてお答えをまず願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず、1点目の保険料の減額ということのお話です。旧大畑町並みの減額というようなお話でございますが、これにつきましてはただいま市長答弁がございましたように、むつ市議会第187回定例会におきましてご審議をいただいて、ことしの4月から実施されているという部分ですので、何分ご理解を願いたいと存じます。ただ、軽減措置あるいは減免、あるいは徴収猶予等がございますので、これらの制度を最大限活用してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、もう一点目の介護ベッド、それから車いす、さらにはヘルパー等の取りやめをしないでほしいという趣旨のご発言でございましたけれども、これにつきましては、福祉用具の貸与ということで、車いすとか、あるいはまた特殊寝台等々の貸し出し、貸与等は従来どおりやってござい

ます。これもやはり介護保険の1割負担での対応で実施してございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 私から、大湊駅に至る国道338号の質問にお答えを申し上げます。

市長からご答弁申し上げましたとおり、関係機関等々、むつ警察署と、それから道路管理者等と協議をしながら、この地区につきましては交通標識、それから道路規制等を行っているところであります。「大湊駅あり」という表示につきましては、500メートルほど田名部寄りに寄ったところに大平町保育所と、それから川内方面に向かい、左方向に曲がりますと、大平の船溜に行くというところがありますけれども、あそこのところに「大湊駅あり」の設置があります。大体40キロ区間ですので、その表示を見まして、信号待ちをすると45秒から1分ぐらいで大湊駅に着くというようなことで、道路標識等につきましては、直前につくということではなくて、やはり余裕を持って見て対応できるというような設置になっております。大体500メートル手前にそういう道路案内と、それから「大湊駅あり」ということであります。

それから、大湊地区は道路の形状がかなり蛇行した緩やかなカーブが続く道路でありまして、40キロ区間になっております。また、大湊駅付近につきましては、川内方面と田名部方面、それから大湊駅のロータリーのところに横断歩道がついております。そういうことから、あの地区でかなり飛ばしてきて、25メートルもブレーキをかけてぶつかったというような事故は、大湊地区に私、約60年近く駅前に住んでおりますけれども、お話を聞いたことがないので、改めてちょっと驚いております。あの地区は私も朝出てまいりますけれども、せいぜい待っても1分は待たないという形

で出てこれます。そして、あの地区につきましては、信号が500メートル、田名部寄りの方に500メートル、大湊駅を中心に考えますと、500メートル離れたところに信号がありまして、またさらに200メートル川内の方に行ったところに信号があります。特に急なブレーキをかけなければならぬくらい飛ばしてくる方は、私があそこに住んでいる限りではちょっと経験がないという状況であります。

そして、関係機関といろいろと協議をいたしておりますけれども、今の交通規制で十分だというようなお話があります。表示板も設置されているし、横断歩道の設置もあるということで、交通規制はこれ以上は今のところ難しいということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） まず問題は、標識、信号は川内方面にあるし、海岸に行く大平のところにも信号があります。それは私も承知しているけれども、大湊駅近くにも、この先に大湊駅がありますので、スピードを落とせとか、そういうようなものはもうやらなくても大丈夫なのだと、こう言っておりますけれども、私はちょっと見落とすような、そういう状態でないのかなという気がしますので、もう一回、その地域をご検討願いたい、地元の部長ですから。しかしそういう状態が起きたということでもありますので、ぜひもう一回見て対応方を、本当に事故が起きないような方向でやってほしいという要望をしておきたいと思っております。

それから、雇用の問題でありますけれども、いろいろ市長は企業の誘致だとか、そういうようなことを答弁しましたけれども、仕事がないために非常に犯罪が多い。もう毎日のように犯罪の放映がされています。これは、仕事がないという社会にとって一番恐ろしい状態だと、こういうふうには認識をされて、雇用できるように、そういう施策

方に全力を傾注していただきたい。そうしないと、自殺者がふえとか、自分も自殺してということで自分の子供を川へ落とししたり、そして自分が死に切れない、そういう状態が後を絶たない。日本の政治の最大の問題だということを、この点を十分市長お考えいただいて、企業を必ず充実させるという方向で対応方を考えてほしい。

さらにつけ加えて言いますと、川内地区の山手の上小倉平というところで殺人事件が起きました。警察も、これに対して、もう手の打ち方がない。その後高齢者の家に入って行って金を盗む、こういう状態がありました。また、山手の私の生まれたところですけれども、車庫に軽トラを入れておいたら、かぎ取っておけばよかったのだろうけれども、車庫に入れておいたもの、それが大間町でもって見つかった。山手までこういう事件が起きているという、そういう実態を踏まえて、雇用は何よりも社会にとって大事な問題だということ肝に銘じて理事者側全体でもって取り組んでいただきたい。このことを要請して、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

2時25分まで休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。44番目時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 大畑クラブ会派の目時睦男で

ございます。むつ市議会第189回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、本市大畑町は、漁業、林業を中心とした第1次産業や第2次産業の振興により地域経済が発展をし、イカの町大畑、ヒバの町大畑として繁栄を続けてまいりましたが、ここ数十年の間、漁業はイカを中心とした漁獲額の減少により年々減船が続き、水産加工場の規模縮小、工場閉鎖が相次いでおりますし、林業にあってはヒバの伐採量減少や後継者不足による事業の縮小、製材所にあっては外材の需要拡大によるヒバ需要減少のあおりを受け、相次ぐ製材所廃止など停滞が続く中で、薬研を中心とした第3次産業である観光事業についても観光客が減少傾向にあることから、停滞の一途をたどっているのが実態であり、活力を失いつつある現状を打破し、活力と潤いのあるまちづくりに資していく必要があると認識をしているところであります。そのようなことから、今後の地域活性化対策の一つとしての観光産業の振興について、通告に従い質問させていただきます。

質問の第1点は、下北半島一体の観光振興体制の構築についてであります。ご案内のように我が下北半島は、四方を海に囲まれ、日本三大霊場の一つに数えられている恐山を初め、自然環境に恵まれ、風光明媚な観光資源を有するとともに、多くの温泉地があるにもかかわらず、それぞれの観光地が創意工夫しながらいろいろなイベントを行い、集客に努力しているのでありますが、訪れた観光客を他の観光地にも訪れてもらう半島全体の一体化した取り組みにつながっていないのが実態ではないでしょうか。

下北半島は、これまで秘境の地と言われてきましたが、新幹線が八戸まで延び、今後新青森駅開通が間近となりましたし、下北半島縦貫道路が全線開通となり交通アクセスがよくなることを考え

ますと、観光事業の発展は今後ますます期待できる産業であることは間違いありません。本市産業発展のかぎを握っていると言っても過言ではないでしょう。そのことを考えたとき、今まで以上に半島全体が連携した誘客の取り組み強化が求められているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、観光事業に携わる業界団体で組織している下北観光協会連合会や8市町村とJR、下北交通、下北観光物産協会で組織している下北観光協議会が設置されておりますが、行政と民間との連携がどう図られているのか、また産業としての観光、経済活性化に結びつけるための施策と課題についてお示し願います。

質問の第2点は、薬研温泉の観光振興について、3点にわたりお伺いいたします。その一つとして、森林鉄道の復活についてであります。我が大畑地区は、ヒバの里として森林と大畑川に注ぐ美しい渓谷と津軽海峡に面した青い海に囲まれた自然環境豊かな地域であり、さらに温泉地でもあるという立地条件に恵まれているにもかかわらず、これらの資源を観光に有効的に生かされていないのが現状であります。

大畑は、明治の末期から昭和40年ころまでヒバの輸送に97.5キロの延長で森林鉄道を走らせた歴史があり、現在ヒバ施業実験林に当時の面影を残している軌道が1.2キロにわたってありますが、これを利用して国設薬研野営場までの間、森林鉄道を復活させ、観光客を乗せ、ヒバの香りを体感してもらい、大滝などの薬研渓谷を眺めながら、当時の名残を残すトンネルをくぐり抜けることができる沿線となり、高齢者には当時を思い起こさせ、若年層にはロマンを与え、子供たちには夢、そして自然環境に与える影響を教えることができる最大の観光施設となると思います。

この森林鉄道の復活は、旧大畑町が行政、議会、商工会、観光協会、旅館組合、薬研町内会などと

タイアップし、平成11年に森林鉄道プロジェクト準備委員会を立ち上げ、実現に向け財源も含めた検討を重ねた経緯がありますが、その後の市町村合併により中断され、今日に至っています。この森林鉄道の復活を本市の新市まちづくり計画の観光産業振興策の一つとして取り上げ、検討すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、大畑ヒバ施業実験林の観光利用についてであります。大畑ヒバ施業実験林は、旧青森営林局がヒバの郷土でヒバに最も合った施業方法の確立を目指し、津軽半島の増川と下北半島の大畑に松川恭佐氏の提唱により、昭和6年に設定され、今日に至っても持続可能な施業方法の確立に向け、学術的に貴重な森林であります。

大畑のヒバ施業実験林は、奥薬研の大畑川沿いに面積222ヘクタール余りで設定され、全国のヒバ産地別見本林や設定当時の姿がよく保存されている保護林、優良ヒバ複層林などがあり、環状歩道、観察歩道が40キロにわたって設置され、随所に研究の成果をあらわす案内板があり、見学者が実際目で確かめ、森林が果たしている役割を実感できますし、あわせて散策により森林浴もできる環境にあることから、この実験林を観光スポットとして活用できるよう森林管理署と協議し、散策歩道案内板の整備を連携して行い、30分コース、60分コースなどの散策コースを設け、観光に生かすべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、牛湯祭りの振興についてお伺いいたします。牛湯祭りとは、土用のうしの日を挟んだ3日間湯治すると、2週間分の効用があるとされ、全国の温泉場で開かれています。薬研温泉では35年ほど前、当時の観光協会長だった大畑町大安寺の前住職のご尽力でご神体の牛がつくられ、入湯式や行列などの行事を行ったのが始まりであると聞き及んでおります。毎年続けられておりましたが、その後中心となっていた人たちが亡くなっ

ていくに従い、自然に姿を消してしまっていたのであります。せっかくのご神体が薬師堂に眠ったままではと、薬研旅館組合が中心となり、昭和59年に復活再開され、以来大畑観光協会が主体となり、旧大畑町の援助を受けながら年々にぎわいを見せ、現在に至っております。土用のうしの日は、恐山の例大祭と重なることから、7月第2金曜日、土曜日を牛湯祭りに定めており、土曜日の大祭は、大祈祷の後、ご神体である木彫りの牛をホテル、旅館のそれぞれの湯に入湯させ、湯治客の健康増進を祈り、また前夜祭、大祭とも夜大畑町連合婦人会の協力により盆踊り大会が行われ、訪れた観光客を喜ばせておりましたが、ここ数年は薬研旅館組合と薬研町内会だけの企画運営となっていることから、財源の捻出も含め、苦勞しているのが実情であります。したがって、伝統ある薬研牛湯祭りを観光振興に生かす意味からも、官民一体となった取り組みをすべきと考えますが、市はどのように実態を認識しているのか、あわせて今後の対応策についていかがお考えか、お伺いいたします。

以上を申し上げ、市長並びに理事者の前向きで誠意あるご答弁をご期待申し上げます。壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、下北半島一体の観光振興体制の構築についてであります。私どもは、下北半島が国定公園として指定された昭和43年8月1日に、行政、交通関係会社、観光物産関係団体で構成される下北観光協議会を組織いたしております。協議会の規約第1条では、下北観光協議会を設置し、下北における観光地の開発整備と観光事業の振興を図り、文化、産業発展向上に寄与することを目的と

するとしております。この協議会は、市町村の垣根を取り払って観光振興を進めようという下北半島を一体とした広域的観光ということを最重要課題にしております。横浜町を含めた下北地域は、ここ数年、年間約300万人ほどの旅行者においていただいておりますが、一般的に旅行者は、特別な目的がある場合を除いて、観光地1カ所を選んでというよりは、せっかくの旅行ということで、数カ所の観光地を組み合わせるものと考えられます。例えば恐山への観光を考えた場合でも、その足で薬研へ立ち寄って、尻屋崎を見て、下風呂へ宿泊するといったように数カ所の市町村を回るようになります。このように考えてみますと、観光振興体制といったものは、自分の観光地のエリアだけの観光整備だけでは全体としての観光地としては寂しいものになると考えられます。下北半島一体の観光振興体制の構築については、これまでも下北は一つという考え方で推し進めてきておりますし、これからもこの考え方は変わるものではありません。

また、産業としての観光を経済活性化に結びつけるための施策と課題について示せということでございますが、観光そのものは景勝地といった場所に起因するものですが、おいでになったお客様はお泊まりになり、食事を召し上がり、お土産品を手にとります。私は、今まで機会あるごとにお話ししておりますが、観光産業はさまざまな業種に波及効果のある産業であり、継続した誘客活動で多くのお客様においでいただくことにより、経済の活性化に結びつくものと考えております。

次に、薬研温泉の観光振興についてであります。薬研温泉郷は大畑地域のみならず、本市にとっても重要な観光資源であるとの認識のもと、ご質問にお答えいたしてまいります。

まず初めに、観光としての森林鉄道の復活についてであります。この森林鉄道は大畑町中島の

貯木場から奥薬研地区を結ぶ本線と十数本の支線を合わせた総延長が97.5キロメートルあり、当時は大畑町の特産であるヒバ材の搬出及び薬研温泉を訪れる観光客の重要な足として地域経済の発展に寄与した鉄道であります。

合併以前の平成11年、旧大畑町において、薬研温泉の観光振興の目玉として大畑森林鉄道の一部復活を検討するため、庁舎内に関係機関及び関係諸団体から成る森林鉄道プロジェクト準備委員会を設置し、長野県木曾郡上松町観光協会が運営する赤沢森林鉄道を視察しております。準備委員会では、視察結果をもとに、中島地区から奥薬研までの軌道敷地を現地調査し、さまざまな課題について検討がなされたものと聞き及んでおります。しかし、当時に廃止されてから30年経過しており、土どめ擁壁の改良、トンネルの安全確保のための措置、レールの確保と設置など、新設と同規模以上の工事となり、また計画策定に当たっては、森林鉄道のみならず、一体的な周辺整備も視野に入れる必要があることとあわせて、建設に向けた財源及び運営形態などの課題が多いことから、本計画を凍結した経緯がございます。私も目時議員同様、森林鉄道は薬研温泉郷の貴重な観光資源になるであろうとの認識はいたしておりますが、計画が凍結された状況から進展しておらない現状でもあり、現時点で森林鉄道の検討は困難であると考えております。

次に、ヒバ施業実験林の観光利用についてであります。大畑川上流の国有林には、古くからヒバの天然林が広く分布し、貴重な木材資源として重要視されてまいりましたが、必ずしもその施業理論及び施業方法等が確立されておられません。当時の青森営林局では、松川恭佐氏を中心に、長期にわたり調査研究し、研究成果を実証観察するため、奥薬研大畑川沿い葉色山国有林に221.94ヘクタールの広大なヒバ施業実験林を設定

しております。林内には、全国各地から集めたヒバの見本林、ヒバやブナの保護林、杉やトドマツの展示林などがあり、整備された遊歩道は自然散策及び森林浴の場として提供され、薬研を訪れる観光客に好評を博しております。今後とも実験林としての機能役割を第一に施設を管理する森林管理署と連携のもと、散策歩道及び案内板の整備に向けて十分な協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、牛湯祭りの振興についてであります。牛湯祭りは土用のうしの日を挟んだ3日間湯治すれば、2週間の効用があるとされ、全国各地の温泉地において、湯治客の健康を祈願する祭りとして開催されておるものであります。薬研温泉郷は、大安寺前住職のご尽力により、ご神体の牛がつかられ、入湯式や行列などの行事を行ったのが始まりであります。前住職が亡くなられたことで休止状態となり、その後昭和59年に薬研旅館組合、薬研町内会及び大畑町観光協会が中心となり再開し、年々にぎわいを見せておりましたが、平成14年からは大畑町観光協会が共催から離脱して地元の組織が主体となって開催されておると聞き及んでおります。

本年2月にホテルニュー薬研で薬研町内会の方々と懇談会の場で要望を受けた際に、観光振興の一環として牛湯祭りを運営していこうとするためには大畑町観光協会の協力を得ることが重要であることから、十分に協議してほしいとお話しした経過から、いましばらく推移を見守り、その結果において行政がお手伝いできるものについては検討してまいりたいと考えておりますが、こういうたぐいの協議は、一方に厚意的に申し上げると、一方には何らかの問題点が生じてくる、こういう問題もございますので、推移を見守るという表現をただいま使いましたが、かつて牛湯祭りを共同で運営した団体にお集まりをいただき、胸襟を開

いて話し合いをする中から、牛湯祭りの本格的な復活を実現できないか、努力をしてまいりたいと考えます。

そして、牛湯祭り、年3日間だけの運営でございますが、そのことによって薬研という名勝地を、また復活をさせて、広く多くの方々に認識を新たにしてもらおうという道を開いていく必要があるのではないかと考えるところでありますので、努力をいたしてまいりたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 薬研も含めた半島全体の振興策については、現状も含めて、やはり一体化をした取り組みをぜひとも本市を中心としながら取り組む必要があるだろうと、このようなことで冒頭質問をしたわけであります。

具体的な部分で申し上げながら、再度お聞きをしたいわけでありますが、これから新青森駅もできていく、そういう面から考えたときに、現在のそれぞれの地域でいろんな工夫をしながら、観光客の入り込みに努力をしている部分については、痛切に感じ取っているわけであります。例えばむつ青年会議所が主体となって取り組んでおります「ドリームアックス号」とか、JRが現在も運行しております「きらきらみちのく号」とか、また風間浦村では布海苔採り体験ツアーとか、烏賊様レースとか、そしてまた大間町では最近全国的にもPRされておりますが、マグロの解体ショー等々、それぞれの地域でそれなりの創意工夫をしたイベントを行いながら下北に訪れてもらう、こういう努力をしているわけであります。しかし、そのことが、先ほど市長の答弁でもありましたが、例えば大間町の後に、今度はこの地ではこういうことがある、こういう部分を今旅行会社にお任せをするだけではなくて、やはりこの地元の中にそういう案内できるエリアをつくっていったお客さんにPRをしていく、そういう点が必要だろうと

思っているわけでありませう。

その具体的な例として、観光モデルコースを4コースがいいのか、5コースがいいのか、それぞれ検討することが必要かと思いますが、そういうモデルコースをつくりながら、そして訪れたときにはこのコースの中で下北を回ってもらう。そして、そのためにはそれぞれの宿泊地の案内も地元の方です。今そういう面で見ますと、それぞれの旅行会社はホテルなり旅館とレクチャーをしながらツアー客の取り込みをする、こういうことをやっているわけですが、それ以外の方々も含めて、サービスというか、そういう点がなされていないのではないかと、このように思うわけがあります。そういう面で、今申し上げましたモデルコースとか、常時宿泊の案内、薬研ではこういうホテルは、今ここは満館ですよとか、満館ですから、こちらの方がまだ泊られますよとか、そういう案内等も含めた体制、そういう点での企画、宣伝、運営、これをやりながら、訪れた客に満足を与えていくと、こういう点が必要かと思うわけがあります。具体的な中では総合案内窓口というか、そういうところを設ける、下北一体の観光の窓口というか、こういう点について対応すべきと考えますが、再度の市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 実は、そのことについても下北観光協議会の方では検討は進めているのであります。個別の町の商工会あるいは役場等では観光案内をやっておりますが、今、目時議員がおっしゃられたような一つの観光の目玉になるところにある旅館、ホテル、ここで空き部屋があるかないかというようなことを役場や商工会等ではまとめ切れていない。進んだ観光地では、これはみんなパソコンでやっています。ところが、ホテル、旅館等でパソコンを扱ってまでやることのできる能

力のある人をそろえるというわけにいかない状況があります。実は、下北観光協議会の事務局は、むつ市の商工観光課になっておりますが、そこには情報は集まってこないのです。まさかりプラザにも、むつ市観光協会の事務局を置いてあります。そこでも材料が不足しています。その理念に向かってかなり言い続けてきているのですが、補助金出せるところまではいくのですけれども、それから先に進まない。パソコンであれば、下北全域をまとめることは、そんなに手数のかかることではないのであります。どこか1カ所でやれるようになれば、実は総合案内書も出してあります。かなりな部数をつくって全国に配っています。そこに共通案内所の表示ができない、これが今の下北半島の観光の現状でございます。それができるようになるためには、今当然中心になるのは下北観光協議会の事務局を担っておりますむつ市の経済部なのです。経済部に大いに努力をしてもらって、できるだけ早い時期にそういうご案内ができるようにしむけていかなければならないと、そう考えます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 今、市長の答弁いただいたわけですが、私も年に数回出身地とかいろんな関係から問い合わせを受けて下北に来ていただくと、こういうようなことで経験をした部分があるわけでありませう。先月、実は私の郷里である岩手から問い合わせがありまして、貸し切りバス1台で尻屋、そして恐山、下風呂、仏ヶ浦等々訪れたいと。ちょうど恐山の例大祭を前後した時期でありました。その際に、いろんなコースの設定等々時間的な関係で下風呂に宿泊をしたいと。その際に、総合案内がない関係から、収容できる旅館、ホテル、1軒1軒こちらの方で当たらなければならない。旅行会社がセットをしたツアーでないものですか、そういうふうな苦労を経験したわけでありませう。

す。幸いにしているいろいろ当たった中で、某旅館で宿泊できるというようなことで助かったわけですが、私はこの経験等々からも、今、市長がおっしゃいました、それぞれの予約状況等々は、パソコン処理なりで、そういう体制を持てれば可能なわけで、速やかに案内をできる。こういう点も含めて、ぜひともこの部分については具体的な検討をお願いしたいし、再度の決意を含めた答弁をいただければと思っております。

もう一つは、きょうのマスコミ報道で知った部分であります。国土交通省が旅行業登録制度の改正をすると。具体的には、NPO法人になるので、パッケージを扱える特定第3種旅行業を創設する方針を決めたというようなことで報道されております。この部分を読みますと、それぞれの地域の観光資源を生かした企画、旅行の普及を図ると。これは、その法人についてはツアー商品の販売を解禁するとか、宿泊や最寄り駅までの送迎などもセットをして売り込むことができると。それは、例えば下北であれば下北のそういう法人ができると、その業務ができるというようなことも国土交通省の方針が出ているわけで、それらも含めたときに、今後の先ほど言った部分もあわせて、こういう国土交通省の改正も具体的に下北に合った形の中で、市がそれぞれの団体なりにも積極的に呼びかけてやっていく必要があるのではないかと、このように思っているわけでありませう。最後にこの点についての総体的な、今後の積極的な検討を再度市長に決意をお示し願いたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 下北観光協議会で管内の宿泊施設の取りまとめ役をやらうとすれば、早ければ3カ月ぐらいできそうです。長くかかっても1年まではいかないだろうと思うのです。ただ、そのシステムに完熟していく、そしてそういう習慣

をつけてもらうということが何よりも必要だろうと、そう思います。先ほど表現した言葉は、つまり今言いつけましたよと、こう言っているのです。今までも検討してきているのですけれども、実っていなかったのです。

下北観光協議会、いろんなことをやってきました。例えば上野、あるいは横浜の駅、横浜のそごう、それから新幹線の主要な駅で物産展をやったりなどしてきておりますが、根っこのところでちょっとまだ手がついていなかった部分があるので。

次の旅行者、近隣の二、三の自治体の案内をするということですが、下北観光協議会は、別にそういう業者としての認可をとらなくても、そういう業務はできるのです。ただし、ガイドが欲しいとか、そういうことになってくると、それはそれでまだ十分法律は成立しているわけではなく、こういう方向を考えたいということで、中間旅行者というシステムを検討しているようです。法律できる前に検討を加えることはできると思えますので、今の状況でできるのか、改めて登録をして、その業者の資格を取得するのがいいのか。今私は、余り難しいことをしなくてもできそうな気がしてはいるのでありますが、そういう方向にも深く入り込んでいくようにしていきたいと。私も会長という立場で、これを進めたいと考えておるということをお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） ぜひとも積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、森林鉄道の復活についてであります。先ほどの市長の答弁の中で、残念ながら困難だと、こういうふうな趣旨でありました。私は、この隘路の中には、相当規模というか、財源が伴う、こういうことから困難との答弁であったらうという

認識をしているわけであります。しかし、その中には森林鉄道の復活という部分については、趣旨は理解していただいたと、こういう前提でいるわけであります。先ほどの市長の答弁の中でもありましたように、当時大畑町では、大畑川沿川を含めて町並みから薬研までの森林鉄道の復活というようなことでの検討を加えた経過があります。私は、先ほどの冒頭の質問の中で、財政的な部分等々も含めて見た場合に、当面まず森林鉄道の復活を起こす、こういう面であった場合に、あの実験林と大畑川の沿川にある現在の森林鉄道の跡と、トンネルをくぐって野営場まで、大体距離にしますと4キロ余りかなと、このように思っているわけでありますが、そういうことでの具体的な検討を再開できないのか。

私は、特に下北の観光地の中で、私らも含めてそうなのでありますが、親が子供にせがまれて観光地に訪れるという部分も多くあるのが実態だろうと思っています。そのような点で考えたときに、薬研も含めてなのですが、下北の地で、尻屋崎の寒立馬は子供たちも楽しめるような状況にあるかと思うのですが、子供たちが楽しめるような、観光地での施設が少ないなど。そういう点で見たときに、私は森林鉄道の復活というのは、子供たちに昔の名残ということを感じさせる、そしてまたその中でいるんなことを楽しみながら学ぶことができるだろうと。この点についてはそういう方向も含めて検討してみる必要があるだろうと思っているわけであります。

ちなみに、平成10年度の青森県の観光統計概要を見ますと、下北半島の観光客の入り込み数が138万4,000人、その中で薬研を訪れてくれているお客さんが35万8,000人という数字があるわけでありますが、残念ながら宿泊客は18%の6万5,000人しかない。そして、隣の下風呂の宿泊客数が、訪れた人の50%以上が宿泊をしていただ

ている。こういうようなことから、今は日帰り客主体の薬研温泉という実態があるわけでありませう。

そういう点で見た場合にも、当時のプロジェクト準備委員会で検討する中で、専門家の方の調査の中での推計であります。下北の観光客の半数である70万人がこの森林鉄道を復活することによって倍の入り込みが期待できると、こういうことが予測されておりますし、薬研への滞在時間についても現在より1時間半は滞留できると、こういう予測もされているわけでありませう。そうなりますと、その中で宿泊客も多くなってくるだろうということが当然のこととして予測をできるわけでありませう。そういう点等々も含めて見たときに、付加価値を高めるという面で、自然を壊さない形での観光開発、この森林鉄道の復活という部分については、下北のメインの観光施設の一つとして積極的な取り組みをしていく必要があるだろうと。

先ほど澤藤議員の質問の中で、財政の部分については電源三法交付金の部分について、ソフト面にも活用できる。私は財政の部分についてもそういう面で使用できるというようなことありますから、そういう点での検討も積極的に行いながら、この森林鉄道の復活という部分について、再度の市長の決意をいただきたいし、ぜひとも積極的な検討を加えるということについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 森林鉄道の検討をされておりますのは、平成11年なのです。当時の大畑町としては、それなりの議会あるいは町長が先頭になって検討をされておるようではあります。その中の結論として、ちょっと断念という結論に至っておるわけでございます。そのうちの延長が97.5キロあると言いますけれども、これは主要な路線を含めて支線を足せばそうなるのでありませう。今お

話しのように4キロ強という、そこにトンネルもある。トンネルを本格的に安全なものにするというのは、そう容易な工事ではないだろうと思うのです。

ですから、黒部のトロッコ列車などを見ましても、あれは特例的に認められたコースのようでありまして、国土交通省ではかなり厳しい条件をつけてあの種の鉄道を許可しているということのようであります。財源的なものの裏づけを考えながら、国土交通省の態度を探りながら、なおかつこの展示林の優位性、これは実はNHKで2時間番組で放映しているのです。それもハイビジョンで撮影した絵を放送しておりますが、あそこの展示林が持っている随分多様な魅力、これを放映しておりました。私は、たまたまうちで暇だったものですから、それ全部見ましたけれども、大変魅力的でありまして、そういう資源が一方にありながら、それをまだ生かし切っていないというところには残念な思いを強く持つのであります。それと森林鉄道を結びつけることができるかという問題は、これからかなり慎重に、そして各方面にブッシュしながら検討していかなければならないでしょう。最終的には財源をどう確保するかという問題もあるでしょう。ただし観光資源に限らず、自然に触れ合うという、こういう今の世代、今の世の中に必要なことを実現するためにも非常にすぐれた財産であるということを強調しながら取り組んでいく必要はあると考えます。そのような気持ちを申し述べたということでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 森林鉄道の復活の部分については、先ほどの2点目の施業実験林の観光活用とも私はリンクをしながらという、一方では歩きながら森林浴等散策をしながら、その中で当時を思い起こして森林鉄道も乗っていただくと、こうい

うロマンを実現に向けて申し上げていたわけで、ぜひとも具体的な検討をお願いしたいと思えます。

施業実験林の観光利用の部分については、先ほどの答弁の中で森林管理署と具体的に協議をしていくと、こういう答弁であります。先般私も森林管理署に赴いて、署長含めて関係スタッフをお願いをしてきました。その中では、市からご相談があれば、積極的に国としても対応していくという姿勢をお伺いしておりますので、ぜひとも具体的協議をお願いしたいと思います。

最後に、牛湯祭りの関係であります。いろいろな経緯があって観光協会を含めた牛湯祭りになっていないという現状を、ぜひともその部分については市の方で観光協会を含めて、当該の薬研の協会の方、町内会の方と一体的な形の中でぜひとも振興に努力をしていただきたい。地元の観光協会会長も積極的に対応したいという気持ちであるようでありますから、ぜひともお願いをして質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

3時30分まで暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

斉藤孝昭議員

○議長（宮下順一郎） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。58番斉藤孝昭議員。

（58番 斉藤孝昭議員登壇）

○58番（斉藤孝昭） むつ市議会第189回定例会に当たり一般質問を行います。本日は5人目ということで、皆さんお疲れのことと思いますので、私の質問は簡潔にしたいと思います。

今日の地方自治体は、いろいろな問題を抱えていることは私から言うまでもありません。市町村の合併問題、防災対策、少子高齢化対策、年金、医療、介護、地方分権、財政の三位一体の改革など、国の揺れ動く施策を受け、地方自治体はどう対応し、何を重点施策として進めていったらいいのか、今まで国の行財政に依存してきただけに、地方自治体もまた大きく揺れ動いていると思います。

さて、平成4年に福岡県赤池町以来途絶えていた準用財政再建団体が、今回北海道夕張市に適用されたことは記憶に新しいところであります。夕張市が破綻した原因は、かつて炭産地として栄えた夕張市が税収の激減や高齢化などが進んだにもかかわらず、観光産業へ投資を続けた結果だと言われています。これは、夕張市だけの問題ではなく、それに近い実情の市町村は当市を含め全国各地にふえているはずで、一部の新聞には、夕張市の借金は、それをチェックしなかった市議会の責任も重いと書かれました。全くそのとおりだと思います。私もむつ市議会の一議員として信念をしっかりと持ち、我がむつ市が第2の夕張市とならないよう議員としての責務を全うしたいと考えておりますので、市長並びに理事者の皆様には今後ともよろしくお願ひし、質問に入らせていただきます。

質問の1点目は、財政の健全度を示す新指標についてであります。総務省は、本年4月に平成16年度決算での類似団体間での比較可能な情報の開示

を公表しました。類似団体とは、人口及び産業構造などにより、全国の市町村を88のグループに分類した団体を言います。当市と類似した市町村は41団体で、分析結果は次のとおりとなりました。

まずは、財政力をあらかず財政力指数、41団体中41位の0.38ポイントで、普通交付税算定上の留保財源が少ないことになり、財源に余裕がないと言えます。

次に、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率です。41団体中40位の103.8%で、財政が硬直し、構造の弾力性が失われている傾向にあると言えます。

公債費負担比率の健全度をあらかず起債制限比率、41団体中38位の14.6%、将来負担の健全度をあらかず人口1人当たりの地方債残高、41団体中39位の市民1人当たり56万4,281円の借金と公表されました。この団体間で比較可能な情報の開示については、昨年3月定例会において結果を市政だよりや市のホームページにて公表すべきとお願ひしたのですが、平成17年度から公表するように期待しています。

さらに、国は本年度から起債制限比率に公営企業や一部事務組合などへ一般会計から支出している繰出金の中の公債費を含めた数値、実質公債費比率を新たな指標として公表し、もっと厳密に各市町村の借金傾向を見てもようということになりました。この数値が18%を超えると、地方債の発行は国の許可が必要となり、今後の財政見通しを示した適正化計画を提出しなければなりません。そして、25%を超えると、単独事業に充てる地方債発行が制限され、35%を上回ると公共事業に充てる大半の地方債発行ができなくなります。

では、当市の実質公債費比率はどうだったかということ、21.7%で、青森県内10市の10位で、基準値の18%を超え、地方債を自由に発行できない起債許可団体となることがわかりました。団体間で

比較可能な情報の開示に対する当市の考えは、次のように記入されております。

起債に大きく依存することのない財政運営に努める。事業の緊急性、効果などの確に把握し、事業を厳選し、地方債の発行を抑制するというふうな内容となっていました。そこで、起債許可団体になったことによる財政への影響について市長にお伺いいたします。

また、国は地方分権を進めるという名のもとに補助金や交付税を削減することが予想されます。そうなれば、地方債への依存度はますます高くなっていくと思いますが、地方債と公債費の現状や今後のあり方について示した公債費負担適正化計画を早期に策定する考えはないか、お伺いいたします。

次に、がん対策基本法に対する当市の対応について質問いたします。ことしがん対策基本法が国会の超党派で成立し、来年4月1日から施行されることになっています。がんは、国民の疾病による死亡の最大の原因であり、その対策は国や県、市町村挙げて取り組むべきことは当然のことです。厚生労働省の調査では、全国2,273市町村のうち乳がんや肺がん、胃がん、子宮がん、大腸がんなど5種類のがん検診を国の指針どおりに実施していない市町村が449あり、検診自体を行っていない市町村も延べ1,463あることがわかったそうです。

がん対策を推進するために国や県がそれぞれやらなければならない課題はあります。それは、治療に十分な知識と技術を持った専門医の育成、専門家の医学物理士や看護師などの育成、病院診療所の整備など、今後国のがん対策推進計画や県のがん対策推進計画に策定されると思いますが、各市町村へは推進計画の策定が義務化されていません。これまで当市は、厚生労働省の指針によりがん対策を進めてきたと思いますが、地域には地域

の実情があり、国や県の机上論的な対策と異なり私たちは市民に直結していますから、実態、経験の調査、要望などに基づいて実効ある対策を盛り込んだ独自の推進計画をつくるべきと私は考えています。

そこで、来年4月1日から施行されるがん対策基本法に合わせ、市独自のがん対策推進計画を策定する考えはないかお伺いいたします。

また、当市のがん対策の現状はどうなっているのか、検診の受診率はどうか、受診率の低い地域の原因はどこにあるのか、なぜ受診しないのか、その対策はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、起債許可団体となったことによる財政への影響についてであります。議員ご承知のとおり、地方債制度は地方公共団体が行うさまざまな公共事業や経済変動等の影響による財源不足を補てんするうえで極めて重要な財源の調達手段であり、財政負担の年度間の調整や世代間における負担の公平性を維持するという点で、広くその有効性が認められているところであります。しかしながら、一方ではローンを抱えるということであり、運用を誤れば財政破綻の要因にもなりかねないという、いわばもろ刃の剣でもありますことから、これをコントロールする機能として、発行時の議会による議決とともに県知事の許可が義務づけられてきたところであります。

今日における地方分権の推進という流れの中で、財源の保障や財政の健全性の確保といった観点から、今までの許可制から事前協議制へと緩和措置がなされ、いよいよ今年度から実施となった

ところであります。ただし、金融市場における地方債全体の信用を維持するという立場から、地方債の償還について延滞のある団体、赤字額や実質公債費比率が一定以上を超える団体については、引き続き許可制度が適用されることとなっております。当市の場合、平成17年度末における赤字額が標準財政規模等の5.3%、実質公債費比率が21.7%といずれの基準も一定以上を超えておりますことから、地方債の発行に当たっては、財政健全化計画及び公債費負担適正化計画を策定する中で、起債の発行が計画的な財政運営の中で行われるものであり、かつ公債費負担の悪化にはならないという説明を行い、許可を受けなければならないということになっております。このように許可を得るために多くの労力と時間を要することとなりますが、財政的な影響ということであれば、当分の間赤字額が標準財政規模の20%を超えない限り直接的な影響はないものと考えております。

次に、ご質問の2点目、公債費負担適正化計画の早期策定についてであります。ただいま申し上げましたように、実質公債費比率が一定以上を超えた団体は、許可を得る前提として公債費負担適正化計画の策定が義務づけられておまして、近々県から作成手順等の詳細が示される予定でありますことから、来月、中ぐらいには策定しなければならないものと考えております。いずれにいたしましても、平成12年度以降は市債の償還が発行額を上回るという状態が続いており、昨年度が公債費のピークでありましたことから、今後は徐々に減額となるよう努力してまいりたいと考えております。集中改革プランなどに基づく赤字解消計画の確実な実行が公債費負担の適正化にもつながるものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、がん対策基本法についてのご質問にお答えいたします。まず、がん対策推進計画を策定す

る考えはないかとのご質問についてであります。が、斉藤議員ご承知のとおり、平成19年4月1日から施行いたしますがん対策基本法は、我が国のがん対策がこれまでの取り組みにより進展し、成果をおさめてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることにもかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにし、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、19項目に及ぶ附帯決議が採択されたところであります。

大筋的な内容としては、第1として、がんの克服のための研究の推進及びその成果の普及活動を発展させ、居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切な医療を受けることができること。第2として、政府はがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策推進基本計画を策定すること、また都道府県においても、これを基本にがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、がん対策推進計画を策定すること。第3として、がん予防の推進、がん検診の質の向上等の施策を講じ、専門医療等の育成、拠点となる病院や連携協力体制における整備、医療に関する情報の収集提供体制の整備など必要な施策を講ずること。第4として、がん患者等を代表する者、がん医療に従事する者及び学識経験者から構成するがん対策推進協議会を設置するというものであります。がんが日本人の死亡原因の31%に上り、年間30万人以上もの患者が命を失っている現状にかんがみ、国を挙げてがんとの闘いに取り組むとの意思を明確にするとともに、がん医療を改善する契機としたものであります。

議員ご提案の独自のがん対策推進計画であります。が、去る6月16日採択されましたがん対策基本法の具体的施策として、地方公共団体に対しては、国との連携を図りつつ、主体的に地域に応じた施

策を策定、実施する責務を規定し、がん検診の推進に努力すること、良質かつ適切な医療の提供を努力義務として盛り込んだものであり、これまでの市の基本的施策と何ら変わることもなく、また青森県においてのがん対策推進計画も策定されていない現状を考えると、今すぐにはがん対策推進計画を策定する必要はないものと考えますが、今後他の地方自治体の動向を見据え、かつ当圏域医療機関との協議を積み重ね検討することも必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、がん対策の現状であります受診率等については、保健福祉部長より答弁いたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 私から、がん対策の現状であります受診率等につきましてお答え申し上げます。

市では、成人保健事業として、基本健康診査にあわせて胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの6項目の検診を平成17年度の実績となりますけれども、むつ地区21回、川内地区6回、大畑地区7回、脇野沢地区3回実施いたしております。これらの検診は、財団法人青森県総合検診センターに委託をし、健診車で市内を巡回する方法で実施いたしております。対象者数は、検診ごとに違いますが、受診率だけを見ますと、胃がん検診17.3%、うち男性は5.7%、大腸がん検診18.4%、うち男性は5.6%、肺がん検診25.7%、うち男性7.9%、子宮がん検診16.6%、乳がん検診13.2%、前立腺がん検診9.1%となっており、この数字から見ますと、男性の受診率が非常に低い状況となっております。また、予防、早期発見、早期治療を基本とするこれらの検診に対して、40歳代、50歳代の受診者が全体の40%を割り込んでおり、むしろ60歳代、70歳代の受診者が多いという実態は重く受けとめなければならな

いと考えております。

地域の総体的な受診率を比較いたしますと、受診率の高い地域は、大畑地区の45.5%、続いて川内地区39.9%、次に脇野沢地区33.4%でありまして、旧むつ地区の受診率は19.5%であります。受診率の低い原因については、平成8年度から平成12年度までの5年間にわたり毎年調査地区を変えながら、40歳から60歳までの約2,500人を対象に、延べ1万1,625人の健康意識調査を行ってございます。その中で最も多かった回答は、「必要だと思いが、忙しくて都合がつかない」であり、必要なときは病院が近いからという慢心さが見受けられたところであります。このことから、検診は疾病を早期に発見し、早期治療することにより完治する確率の向上や医療費の抑制につながることなど、検診の理念を抽象的に訴えることではなく、その有効性を評価できる客観的な情報を示して、早期治療の結果、どの程度死亡率減少の効果があつたかというデータを有効な手段として用い、市民に周知していくことが必要であろうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月21日は鎌田ちよ子議員、富岡幸夫議員、佐々木隆徳議員、堺孝悦議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時52分 散会